

上原三川(二)

——日本俳句運動の地方への伝播の状況

II

宮坂敏夫

- 一、日本派俳句との出会い
- 二、月次十句集における三川
- 三、「新俳句」編輯の内情
- 四、旧派との論争
- 五、教育者としての一面
- 六、新題昆虫俳句
- 七、松声会小史——「はくき木」を中心に
- 八、信濃十句集
- 九、糸瓜忌論争——選者としての三川
- 十、三川俳句論——編年体三川句集
- 十一、三川年譜考

五 教育者としての一面

(一) 自由民権運動のかかわり

1 はじめに

胡桃沢勘内(四沢)が東筑摩郡教育部会に依嘱され、信濃教育会創立五十年記念事業のひとつとして編纂された「教育功勞者列伝」(昭和十年六月刊)中に収録した「上原良三郎先生」は、現在唯一の三川年譜であり、貴重な労作である。

故人の遺品文書類は十数年前不幸烏有に帰し、故旧は漸く乏しくなつて、例えばその埋骨の地点さえも、遺族離郷中に墓域は移されて知る者がなくなっている現状では、筆を手にして、いく度か茫然と嘆息するばかりであったと、勘内は、年譜作成当初の思いを回顧している。程度は違つても、勘内のいだいた思いは、現在の私の実感でもある。

たゞ、勘内が三川の生涯に関してできるかぎり正確な事項をあきらかにしたいと考へ、「三川上原良三郎先生略歴稿」をつくり、「親戚故旧の方々をはじめ、文学、教育方面の旧新尋知諸君、乃至故先

生の下に生徒たりし人々の記憶を喚び起してもらう目安」に配布した未定稿が残存しているので、一通りの輪郭は知ることが出来る。

しかし、それも細部といわず、かなり重要な動脈にあたる個所にもあやまりがあり、いまさらながら、明治は遠く煙滅の域に入りつつあると思われ、それだけに、資料蒐集も早急に的確にしなければならぬ。

「三川上原良三郎先生略歴稿」(以下略歴稿と記す)をもとに抜粋、要約された、先の「上原良三郎先生」年譜によると、

明治一二年(十四歳) 小学校卒業、松本ノ長野県師範学校入学
明治一六年(十八歳) 七月、長野県師範学校高等師範学科卒業

となつてゐる。「略歴稿」の方にも、後に勘内自筆の訂正を加え、「七月十七日、長野県師範学校高等師範科四ヶ年の課程を卒業す。」と記され、こちらの方は入学年月をあきらかにしていないが、四か年学んだことを銘記しているから、兩年譜とも、同様にみてよいであらう。それに、「略歴稿」には、「兄君十、寄藤好実、三井弥太郎等同級なりき。同校は当時松本に在り、高橋白山教頭たりしことあり。」と付記がある。

私が、三川の師範学校入学年次や在学期間にすこし拘泥するのは、正確に事実をおさえないという当然の念の他に、当時の長野県師範学校やその周辺でのかずかずの体験が、三川のその後の生き方に、顕在化しただけにながく陰影とかかわるものをもたらししているのではないかと推察するからである。

2 師範学校と自由民権運動

明治九年十一月二十五日長野県権令榎崎寛直より布達された「本県師範学校教則並に生徒取扱規則」によると、当時師範学校の修業年限は二か年であり、それを四期に分け、毎期六か月修了ごとに試験を課し逐次進級させているが、教則第三条には、「方今管下小学教員ニ乏シキヲ以テ在学生徒中一期以上ノ課業ヲ卒フルモノハ一時教員ニ任用スル事アリト雖モ順次ニ再募シテ全科ヲ卒業セシムルヲ法トス」とあるとおおり、小学校教員不足の折から、一期以上を卒えた者は一時教員に採用されていた。

筑摩出張所第五課保管の「小学校師範学科卒業生人名簿」には、明治九年十二月に第一期を修了した者三名、翌十年六月修了生五十一名と記され、全科すなわち四期修了した卒業生が世に出るのは、明治十年五月に九名、同年六月に五名が嚆矢である。ついで、十二年四月廿四日に松本支校を卒えた十七名、浜六之助、伊藤慶四郎、椎名藤六、五味武策、佐藤八十太郎、竹村広雄、太田伯一郎、森本省一郎、鈴木正勝、吉田復平治、矢沢操、小松玉六、河野常吉、小沢省三、田中規員、新井虎五郎、山口平吉がある。

この師範卒十二年四月組の特徴は、同年十一月二十日を期して結成された松本地方の自由民権運動推進の母体ともなる興匡社のメンバーが圧倒的に多く、松沢求策や上条熒司の「急進的」な思想に共鳴する太田、森本、鈴木、吉田の顔ぶれが揃っていることである。

奨匡社構成メンバーに教員が多いとの指摘は、上条宏之氏の総括にもあるとおりであるが、この時の師範卒のひとり太田伯一郎が後に回顧した一節、「抑も此の自由民権思想を培養したるものは、松本の師範学校と、而して豊科の武居塾にあった」(丸山福松著「長野県政党史」下巻)という見方は、明治十年代に松本の師範学校を卒えた小学校教員の、それ以後の生き方を考えるのに、奨匡社という地方民権運動推進の結社メンバーであるか否かをとわず、まず注目しなければならぬところであろう。

十年から十七年までの師範学校卒業生二三四名のうち、奨匡社員は四三名に達するという上原邦一氏の報告があるように、二割近い数の卒業生を一結社がひきつけ民権運動を展開したことは、その周囲に、かなりの、いわばシンのなかつた存在する共鳴者をも予測できるわけで、その意味からも、先述した太田伯一郎の証言は大なる指摘といえよう。

そこで、次に、卒業生の奨匡社員数を、「小学師範学科卒業生人名簿」の上からあたってみると、松本の師範卒業年次による分布は、このようである。

師範卒業生中の奨匡社員数

卒業年次	卒業生数(松本のみ)	奨匡社員数
明治10年	14	2
12年	25	21
13年	12	10

14年	15年	16年	17年
32	18	53	9
10	1	4	1

(註) 卒業生数は十五年までは全科(四期)卒業生、十六・十七年は高等科および中等科卒業生の数である。(十五年までは千原勝美氏のご論考「奨匡社と教員」による。)

先に触れた十二年卒組をピークに、十三年、十四年卒組までに八十三名中、四十三名の奨匡社員がおり、以後急激に減少している。

この点は、右表から明瞭に知ることができるが、そのよってきたる要因はなんであるのか、奨匡社自体の動向や民権運動全体の推移、さらに、民権思想を信奉する師範生徒自身の出身階層や資質の変化などさまざまな問題がそこには存するだろうが、ここでは、当面の課題に即した範囲で、ごく大まかに、目につく典型的な面をとあげ、その中から問題点をしぼっていきたい。

松本師範学校の生徒がいかに民権思想を涵養していったかに関しては、すでに参照した上条宏之氏の論考や「長野県政史」(第一巻)の「自由民権運動と教育行政」の項などに的確にまとめられており、私は、それらの論述になら新たな見解をもつものではない。

ここでは、二つのきわ立った事件がとりあげられている。

一つは、師範支校教頭中野保排斥運動であり、もう一つは、寄宿舎の随方の改善要求を学校側に迫った民主化運動である。

現今の学生運動のはしりにも似た、この二つの運動の基になってい

るのは、教科書の「万国新史」やさかに購読された「民約論」などから学んだ、アメリカ合衆国の独立の背景やフランス革命の精神ともなっている自由主義の主権在民の思想である。生徒の民権運動を抑圧するために数学や物理などの課題をたくさん出し、理数に没頭させることにより、学生運動の余裕を奪い、ひいては思想を転換させることにもなるという、おそろしく単純で強圧的な教頭を排斥する運動は、明治十二年二月、中野教頭の師範長野本校への転任によって生徒側の主張を認めさせる結果になる。

また、同じ十二年六月に、長野、松本両校でおこった寄宿舎の食事改善を求めた署名運動は、学校当局の拒否にあい、かえって「三カ条ノ追加規則」、①「生徒ノ賄ヒ苦情ヲ言フ事ヲ禁シ」、②「衆生ノ集会シテ談合議論為スヲ禁シ」、③「生徒ノ建言スルヲ禁スル」をつきつけられ、撤回を主張する松本支校の生徒六名の放校処分となる。それより生徒たちは、団結して学校側と交渉する。

当時、十二年六月廿九日から五回にわたり「月桂新誌」の社説に「我地方ノ自由ハ師範校ノ森林中ヨリ萌生セリ」を掲げて、師範生徒の主張を支持した奨匡社の中心人物松沢求策は、この事件のあらましを論評している。こゝでは、その記事を中心にまとめる。

これは、生徒側の要求を是とし、学校当局の言い分を、たとえば、六名放逐に関して、「其肚中ノ臆算ニ以為ク斯クスルキハ生徒等必ラス前非ヲ悔テ赦免ヲ乞ヒ小心黙々唯命維レ甘スルニ至ルベシ」と、憶測するにとどまる論述の仕方、一方に偏したものかもしれ

ないが、要は、自由民権思想にかかわって、当時の師範学校の内外とがいかにかに共鳴し合う連帯意識をもっていたかを知れば足りる。生徒達は六名放逐後といえども、学校側のおもわくを超えて、「敢テ三新規則ノ調印ヲ為サス同シク前六名カ主張セシ所ヲ執テ庄セテ動カス涅スレモ涅マス正理ノ存スル所ヲ論弁シテ遂ニ前ノ六名カ論旨ヲ貫徹シテ其三則ヲ修正スルニ至リタリト」という結果になる。

師範生はかつて購読する書物も、「小学科ニ関スル地理究理物理等ニ非レハ倭漢ノ歴史カ八家ノ文集ニ過キ」なかったものが、近頃は一変して、「仏国革命史方法精理民約論ノ類」となり、その議論し、主張するところは、「民権自由ノ説」である。それもその場かぎりの「仮面」や「虚飾」でなく、「平生唱道スル所ニ背カザル」証拠が、今回の顛末によく具現されていると、求策は書いている。

そして、このようなめざました教師こそ、新しい時代の人民の子弟を教育する「良師」なんだと、五回つゞきの社説の最終回（七月廿八日）に、次のように記すのである。

「嗚呼賢ナル哉師範生徒諸君我儕人民ノ子弟ヲ托シ矇ヲ披キ愚ヲ導キ怯ラシテ強カラシメ因循ラシテ活潑ニ変スル者ハ実ニ諸君ニ在リ若シ諸君ニシテ今ノ氣力精神ヲ倍励研磨セハ我儕ハ良師トシ甘シテ我子弟ヲ托スヘキナリ」

このような民権運動家の主張や情熱が、そのままストレートに師範生に受け入れられたか否かを判断するための、的確な資料を私はまったく持ちあわせていないので、厳密な論旨を敷くことはできな

い。が、翌十三年一月獎匡社（武居用拙の命名）が結成され、獎匡社創立事務委員として、市川量造や松沢求策といっしょに選ばれた二十名の中に、師範第一回全科卒の三上忠貞や中退の上条蠧司などがいたり、同年四月十一日の東筑摩郡南深志町青龍寺での発会で常備議員に上条蠧司、太田伯一郎、森本省一郎ら、又、補闕委員に伊藤慶四郎、吉田復平治ら師範出身者が選出され名を連ねていることは、先掲した師範卒業生中の獎匡社員数の統計資料で、明らかだ。明治十二年、十三年にわたり獎匡社員が多く、師範学校松本支校内での自由民権運動が昂ぶることとかかわりが深いと考えてよいであろう。

こうした民権運動の高揚は、長野県ばかりでなく、全国的な規模での国会開設運動へ、多くの小学校教師をかりたてることになる。政府は十三年四月五日に集会条例を定め、政治的色彩の集會に教師、生徒の参加を禁止する。これは、法律の力をかりなければ、民権運動が抑えきれないところまで、過熱化した証左である。さらに長野県においても、十三年八月三十日には、「長野県師範学校職制」の更正と称して、

幹事事務章程

第十一条 職員ノ勤惰ヲ監督シ教長ト協議シ三ヶ月ニ一回ツ、勤惰表ヲ製シ之ヲ校長ニ申報スルコト

教長事務章程

第一条 教員ク勤惰ヲ監視シ幹事ト同シク之ヲ校長ニ具状スル事
教場監事事務章程

第十一条 平日不勉強ト認ムル生徒ハ受持教員ト協議シ訓諭督責スルモ

ノトス

舎長事務章程

第七条 舎中ニ係ハラス生徒ノ挙動若シ校則ニ触犯スト認ムルトキハ嚴ニ之ヲ誠諭スベシ

などと、幹事、教長、教場監事、舎長を置き、教員および生徒の管理取締りをきびしくするのである。

また、十四年六月には、「文部省より小学校教員心得達せられ、各生徒（師範学校生）に配布し自今師範学校卒業者へ一部宛附与することに定めらる。」⁽⁵⁾と、小学校教師の資質を問題にし、教師みずから模範となる「忠君愛国的な生徒」をつくらねばならないと、教師の卵のときから、その言動に歯どめがかけられる。

同年七月には、政治活動を行なう教員を免職処分にする「学校教員品行検定期則」⁽⁶⁾が出され、翌十五年九月には、師範学校教則大綱（十四年七月設定）に基いて、師範学校規則を編成しなおし、校長の権限をつよめ、さらに教場監事や舎長にまで、管理的側面をあきらかに明記している。たとえば、舎長とは、「生徒中ヨリ撰定ス、事ヲ書記ニ受ケ在舎生徒ノ取締ニ任ス」ときめられる。生徒みずからが宿舎の生徒を取締るといふ、生徒間を分断し、民権思想を生む温床を壊滅させる役をおのずから担わせる。政談演説会に学校を会場とするのを禁じたり、教員の演説を認めなかったり、はては、十七年になると、生徒の雑誌投稿をチェックせよとか、十八年には、

学生生徒の集会を教師が監視せよと、全国にわたり民権運動が高揚する反面において、その取締もきびしくなる。

松沢求策とともに国会開設の請願に上京した上条蝟司（東筑摩郡中山村埴原学校教員）が、十四年五月には、政治運動から離れ小学校へ戻ったり、⁽⁷⁾ 樊匡社創立委員のひとり浅井冽も十四年には松本中学校教員となり政治から遠ざかることになる。

3 三川の師範在学期間

三川上原良三郎が明治三十七年四月廿七日東筑摩郡村立島内尋常高等小学校校長を退職するに際し書いた履歴書の「学業」の項には「明治十六年七月十七日、長野県師範学校ニ於テ高等師範学科ヲ卒業ス」とある。

三川が卒業した一年前、明治十五年九月十五日、文部省達、師範学校教則大綱に基き新たに師範学校規則が布達され、初等師範学科の修業年限は一か年、中等師範学科は二か年半、高等師範学科は四か年と決められた。

この規則がそのまま適用されたならば、高等師範学科卒の三川はたしかに四か年在学したことになる。

ところが、先に、参照した「小学師範学科卒業生人名簿」（筑摩出張所第五課）によると、第一期卒業は、明治十五年二月で、乙第貳百七拾五号、長野県平民川船良三郎（十六年十月）として名が出ている。同期は三十三名で、乙第貳百七拾号、土族寄藤好美（十九

年）から、乙第三百二号、平民中原修也（廿二年四月）までである。のちに、東筑摩郡下の校長となる三井弥太郎や洞沢諫吉も寄藤好実や三川とともに第一期では同期に卒業している。

さらに第二期卒業は、十五年七月で、川船良三郎（十七年三月）は乙第百九号。乙第九十六号寄藤好実（十九年五月）から乙第百廿三号西村久重（十九年）まで、第二期は二十八名である。私が見ることができた資料は、第二期卒業までであるが、第三期は十六年二月、そして第四期は十六年七月高等科卒業となるのであろう。

このようにみるならば、三川の師範松本支校入学は十四年九月と推定され、先に触れたように、十五年九月に師範学校規則変更で、高等師範科は修業年限が四年になったものの、三川らは、明治九年以来の旧制度の年限を適用されて卒業したものと思われる。

この点に関して、勘内（四沢）の「上原良三郎先生」年譜、明治十二年師範学校入学はあやまりであり、さらに「略歴稿」で高等師範科四か年の課程を卒えたと考えたのも二か年に訂正されなければならぬであろう。

さて、私が、三川の師範学校入学年次や在学期間を問題にしていたのは、三川と自由民権運動とのかわりをみたいと思ったからである。実際のところ、三川が自由民権運動に幾分なりとも参画したという資料はないし、樊匡社に加わった事実もない。

しかし、三川の兄川船君十や、高等科同期生の倉科斧吉、中等科の登内泰之助、小松清十、さらに第一期では同じときに進級し、卒

業は、十七年二月と三川よりも半年程遅れたが、後に親交をもつ洞沢諫吉などは、奨匠社に加わり民権運動をすゝめてゐるし、また同期生の寄藤好実も、師範入学以前授業生のときに、南安曇郡烏川村、東穂高村に友愛社を結成し、「その地域の豪農層・青年層と討論会・演説会・夜学会・新聞雑誌の回覧などで交流し、民権運動の地域の基盤」をつくったひとりでもある。

三川は明治十七年三月十五日より南安曇郡村立細萱学校四等訓導として勤め、同年七月三十日には同郡村立穂高学校四等訓導に転任している。穂高学校では、二年後の十九年八月二十五日から校長となり、二十一年一月六日病気により依願退職するまで、足掛け五年いたことになり、穂高の地とのかかわりがこゝにできるわけである。

三川と寄藤好実との関係は、三川が穂高学校に赴任していったときに、すでに穂高にいたものと推定される。寄藤は三川よりも三年程年上であり、師範入学以前に穂高の授業生であったことから、卒業後ただちに、穂高学校に勤めたのであろう。のちに、三川が松声会を結んだときに、紫軒と号し、加わっており、三川と寄藤とは師範以来の親交がつづいたものと思われる。このような寄藤好実が、民権運動に熱心な教師であっただけに、三川へのその思想的な影響がなかったとはいえないであろう。

兄君十に関しても、触れておかねばならない。君十は文久三年七月六日生まれで、慶応二年八月八日生まれの三川とは三才違いであ

るが、師範学校高等科を卒えたのは、同じ明治十六年七月である。君十は、師範学科一期試験合格が十二年十二月、二期が十三年十一月であるから、三期あるいは四期のときに、なんらかの事情で時間がなかったものと思われ、本来ならば、十四年卒組といえよう。

三川とは異なり奨匠社員となり自由民権に進んで参加した君十の師範時代前半は、師範松本支校内で、民権運動がもつともさかんであった時期と一致している。兄弟とはいえ、かならずしも資質、思想信条など類似するとはいえないわけで、君十は、後年明治三十一年には県下の小学校で用いる「習字帖編纂委員」に秋野太郎、稲垣作太郎らと選ばれており、義父手習師匠犀頭学舎川船相重（実母そこの兄）直伝の資性はあらそえないといえるが、一方、三川は、昆虫学に精通し、理科全般にくわしく、自然科学者肌の教師であった。

このように、両者の資質、志向にかなり違いのあるのは、むしろ当然であろうが、自由民権思想に、関心を示しながらも一方は陽性、他方は陰性ともいう反応を示すのは、その意識的な人格形成の時期である師範学校時代の校風の推移となんらかのかかわりがあったといえないか。

先述した通り、十三年四月の集会条例の制定による政治集会への教員、生徒の参加禁止、同年八月の師範学校職制の変更による教員、生徒の管理取締りの強化、十四年六月の小学校教員の心得の配布による「忠君愛国的」なモラルの強要、同年七月の「学校教員品行検定規則」による教員の政治活動の禁止、さらに十五年九月の師

範学校規則の編成がえによって、学校の管理面をより明確にするなど、十三年、十四年、十五年と、師範学校を外側からがんにがらめにして、教員排斥運動や寄宿舎の食事改善要求などの事件に示されたような自由民権思想につながる実践運動を実質的にできなくさせていった。

4 民権運動の投射したもの

三川が入学した十四年九月から卒業の十六年七月までの時期は、以上のような、反自由民権の諸制度がしだいに、その効力を発揮しだすときに、あたっている。三川は自由民権思想を、後にみるように、実質的に深く体得したひとりと、私は考えているのだが、その実をとり名を捨てた、きわめて腰の低い生き方は、やはり三川が学んだ頃の師範学校の校風の変化と微妙にかかわりがあるものとみたい。

胡桃沢勘内（四沢）は、次のように教育者三川を評している。

「彼の一生は極めて幽かであって、目に立つやうな業績も逸事など称すべき言行も無いこと、彼の作句の平淡水の如きに等しいものがある。

（中略）教育界に於ける功績の如きも、彼自身は初任から退職まで校長又は校長の職務を行ふ訓導として立ち、其間の短い期間だけが単なる雇員又訓導として働いただけであるけれども、いつも表面に立って事を策する方ではなかったので、伝はる所が少ないのである。たゞ明治二十三年の砌、南信特に松本を中心とする教育が、県内に重きを為した頃に於て、其中心人物松本小学校校長寄藤好実と同級の好みを以て之を補け、

三井弥太郎の才氣縦横と相俟って、大に之に寄与して力のあったことは、彼の信念と識見とによる大きい貢献であった。」⁽⁹⁾
 といふ、さらに、

「子規と子規門の俊才との相異は、其選句の態度でもわかる。子規は駄句を採ることもあるが決して佳句を見落さなかったが、他の所謂大家は駄作を決して採ることのない代り、いくつかの好句を捨て居る、いつも言って居た。これは彼自身の選句の上の用意でもあったけれども、彼が其教育者としての態度にも、多分にこれが現はれて居た。決して人の長所を見落さなかったのである。さうして峻烈に其短所を責めるにも頗る余裕があつて、いつも終には笑を含んで、口癖に「学ぶに如かず」と言ふのであつた。人は不平があつては何も出来ない、いつでも分に安んじて笑つて物事に臨み得る覚悟が必要だと言つて、毎朝鏡に向つて自ら笑ふことを日課として居た。縁の下の力持として晏如として居られるといふのでなければ、役に立つ人間でない、華やかな目立つことの役に立つ者は、世上多士濟々であるといふことも常に謂つて居た。」

三川の島内小学校時代、明治三十六年以後亡くなるまで、もっとも身近にいて、信任厚い愛弟子勘内のことばだけに、よく三川の佛をとらえているといえよう。

三川は「表面に立って事を策する方」ではなく、「縁の下の力持」として生きようとした教師であつたが、けつして自己の主張すべきことを主張しなかつたり、陰にまわつて姑息な手段を弄する老獪な教師ではなかつた。その点矢ヶ崎奇峰は、同僚の教師として三川の素直であり清新な一面を伝えている。

「君が思ふ所感ずる所は卒直に其の意見を吐露して少しも憚る所がな

い。だからして時としては、所謂教員臭い辺幅を飾るやうな人間は、小ッびどく其の面皮を剥がれて慚汗背を沾すやうなことがあったらう。君がよく皮肉を云ふと見られたのも其の点であると思ふ。よく寸鉄の人を殺すが如きものもそこから出発したものであらうと自分は思ふのである。⁽¹⁰⁾

三川の周辺には、「華やかな目立つことの役に立つ者」、たとえば、先にあげてきた自由民権運動家の「多士濟々」がいた。

三川自身は「縁の下の力持」として、彼等を支え、他の教師や生徒や、あるいは村の住民とのパイプ役を、みずから任じていたところがなかったか。政治の駆け引きや法律のつめたい条文をふりかざすかわりに、もっと具体的に、もっと生徒や村人の日常の生きた姿に近いところで、居住地に島内青年会を創立し、村の青年の知識欲を高めるために、社会教育面に力を尽くす。勘内や小原佐利の回想によれば、会員には、学校教員あり、学務委員あり、役場書記ありといった雑多な村人が加わっていたという。ときには論語の講義や唐詩選の輪講、またあるときは、否定なしの五分間演説、暗汁会、トロロ会、リクリエイションには角力なども加え、若者の関心を見事に組織化していった。

また壮年者を中心に島内改良会を、三川が主唱により設け、会員の各戸には、みずから揮毫による会名を肩書きした表札を掲げさせた。そして、虚礼の廃止、勤労の風尚馴致、納税義務の励行、時間の厳守、宴会での酒杯の献酬禁止など日常生活の改善を卑近な実例をもって目標とし、ひとつひとつ実行していった。

このような島内青年会や改良会の企画、運営には、後に考察する当時の島内小学校の教師望月直弥を通して、東穂高禁酒会のようなが伝播され、それらを参考にしていた面が多かったと推測される。

三川主導による、これら生活改善や村内の民主化による広義の啓蒙運動は、はじめ村人のほげしい反発や嘲笑を受けたのであったが、三川はひるむことなく、息長く諄諄と説きながら進めていった。

奈良井川の新橋詰の山本理髪店階上に新聞縦覧所を設け、村人の知育をたすけたり、正月の伝来行事、左義長(三九郎)の本来の意義を説いて、保存を訴え、みずから三九郎の歌詞を改作して生徒に与えている。(補註)

中でも、もっとも力を入れたのは、農村での害虫駆除と益虫保護の運動であった。みずから卒先し、配下の教師を動員して村内をまわり、生徒とともに実践活動を行なった。三川の昆虫学への精通は、後に新題昆虫俳句の項で触れるので、ここでは、農村改良運動の一環として考えておきたい。

三川は昆虫学者を志望する程に、当時の小学校教育の中で理科教育を重視しているが、三川の農村の実態と緊密にむすびついた害虫駆除、益虫保護の講話や実地指導は、しだいに村人の支持を得て、実を結んでいくのであった。

もっとも、害虫益虫に関する教育は、早くから長野県内で緊要な教

育課題の一つとしてとりあげられており、三川独自のものとはいえない。

たとえば、鷲峯逸士は、明治三十年七月に

「其一、学校と家庭との連絡一斑

(一) 学校に害虫益虫の標本を具へ時々生徒は勿論、父兄に示し、其性質、駆除の方法等を説示すること。

(二) 市町村農会には必ず小学校教員の加入すること。

其二、農事休業又は暑寒休業の際は其休業中の心得を生徒に諭示し時としては、日記を作らしむべし。」

と論じているし、

同じく三十年十一月には、小県郡小学校長会の議決事項の一つに、

「有益虫と有害虫の図面を製し校内各所に張り、若くは大祭祝日の紀念品として各生徒に与へては一は父兄に其二虫を知らしめ、一は直接に生徒をして其智識を得しむると同時に害虫駆除法の実行を期する事」

というのがみえる。

明治二十九年六月訓令第六十五号害虫駆除予防法が出され、県内農村全域での問題となっていたのだが、いちはやく小県郡下の小学校ではすすんで学校教育の中にとり入れていった。そして、三十一年七月には、小県昆虫研究所が設置されたもようである。研究所員柴崎虎五郎が「信濃教育会雑誌」第一百四十二号に「小県昆虫研究所設置之旨趣」を寄せている。

「今や本県下農会ハ各地ニ勃興シテ農事ノ改良ヲ勸メ、実業教師ハ各郡ニ聘セラレテ作物栽培ノ技ヲ教ユ。実ニ邦家ノ為メ喜ブベキノ至リト云フベシ。夫レ斯クノ如ク作物ニ改良ヲ加ヘ農家ノ殖産ヲ計ルニモ係ラズ

作物ノ大敵タル昆虫ノ性質ヲ研究セズ徒ニ放棄シテ顧ミザルハ何ゾ害虫ノ為メ増収ヲ見ル能ハザルノミナラズ改良作以前ニ比シ却テ収穫ヲ減ズルノ不幸ニ陥ル憂ナント云フベカラザルナリ。是ニ於テカ吾輩県下ニ発スル昆虫ノ性質ヲ研究シ益ナルモノハ愈々之ヲ保護シ害ナルモノハ益々之ヲ駆逐セントス。是研究所設置ノ必要ヨリ起リシ所以ナリ。」

というわけで、「追々各郡ニモ昆虫研究所ヲ設置シ標本及実験説ノ交換ニ尽力アランコト切望ス」と結んでいる。

明治三十年代の早くから、害虫駆除、益虫保護の研究や実践教育が叫ばれ、論じられてきたわけで、三十年代半ばに実行される島内村での三川の試みは、決して先鞭をつけたというものではない。

しかし、後にみるように、三川の昆虫学への取り組みは、農村での害虫駆除、益虫保護という実践活動にとどまらず、昆虫の生態を観察し、おのれの半生をかけた俳句に詠み、そこに生きがいを見出すところまで透徹していったのである。その点が、島内青年会や改良会の実践活動の中でも、特異な一面として、注目しなければならぬ。

さて、以上のような島内青年会や改良会を中心とした農村での実践活動は、私利私欲を求めず、ひたすら生徒を思い、村人の啓発に尽くした上原三川という特殊な個性を通してはじめて実を結んだのであったが、三川の中に、かつて師範学校に学び、さらに南安曇郡下の細萱学校や穂高学校、または東筑摩郡下の東筑摩高等小学校、和田尋常小学校などに奉職中、あるいは間接に見聞し影響を被った自由民権運動の「運動の促進・思想の伝播普及」および民衆

組織化の方法に学んだ点はなかつただろうか。

自由民権運動がすでに過去のものとなりつゝあつた明治三十年代にはじまる、三川や奇峰を中核にした「日本派」の俳句結社松声会や農村活動の動向と民権運動とは直接結びつくことはないであろうが、三川の島内小学校長時代以後、島内村東方の三川寓居に集まり月例会をひらく松声会メンバーには、かつての自由民権運動家が加わっていたことはたしかである。

例えば、明治三十七年三月一日付、矢野奇遇（当時波多小学校長）から胡桃沢勸内宛の書簡によると、松声会幹事であつた奇遇が勸内に、三月六日三川寓で催す会の通知を出してくれるように依頼している中に、こんな顔触れが出てくる。

「六日午前十時より午後五時迄、会費二十銭内外、輪講（瀨祭書屋俳句帖抄）のこと——注宮坂、互選の事業等、会員は南安明盛村赤羽寿平治、同真鍋静三郎、浅間学校野村信次郎、沢村須沢万寿喜、女子部小林謹一、三村寿八郎、和田村矢ヶ崎栄次郎、今井村上条蝋司、田中君には口頭にて願ふ、右何卒、御願申候也、通知ヲ君カラ出シテクレタノミマス。」

赤羽寿平治とは石雨、野村信次郎は菱堂、小林謹一は枕山、三村寿八郎は鉄水、矢ヶ崎栄次郎は奇峰、上条蝋司は頓風、田中君は田中歌朗のこと。

これらは後述する第二次松声会（三十六年九月初分の日再興）の主要なメンバーであるが、とりわけ上条蝋司（頓風）はかつて松沢求策と国会開設請願に上京するほどのものとも熱心な奨匠社員であ

つた点は、前述した通りである。頓風は明治三十二年八月十五日に今井村に荘詠会という日本派の俳句結社を、高砂、友月舎、梅荘と四人で結成、玉光、松鶴なども加わり、松声会配下の結社として有力なグループであつた。

三川のかずかずの試みの中にみる自由民権運動の投射した影——この点を考察するときに、私は上条宏之氏が書かれた奨匠社の民権論に対するすぐれた分析から触発されたことが多い。上条氏は、次のように論じている。

「国会開設を主眼とする奨匠社の民権論の論理構造は、農民を生産者の性格を針孔として組織化するルートを欠いてはいなかったが、その運動の促進・思想の伝播普及および社の組織過程にあつては、上条四郎五郎の意見、「小学校の教員或は少年の子弟等の意中深く」斟酌する組織方向に、より親近関係をもっていたのである。したがって、師範校ばかりでなく、生徒の集団的な動きを、政治的色彩の濃淡をとわず、民権家たちは重視し、積極的にとりあげた。」

上条氏はひきつゞき、その具体例として、「月桂新誌」からこんな二例、

松本開智学校では、支校から本校へ教員が転任になった際、支校の生徒たちが、是非先生を支校においてほしいと本校へ歎訴する申し合わせを行なったことや、南安曇郡大妻学校で、授業生が近村の授業生聯合会開催を計画し、規則をつくらして準備をすすめたことを紹介している。

上条氏の指摘は、民権家たちが、生徒や授業生を含めたかなり広

範圍にわたって、自分たちの自己主張をもち、覚醒していく民衆の動きをとらえていたことを暗示するものとして興味深い。

三川は、小学校の校長という、いわば体制内にありながら、ひとりひとりの生徒を通して、民権家のやり残した、あるいはやり及ばなかった、自己や自己の周囲を意識的に見つめる作業を組織化していった。

たとえば、「尋常四年生の観たる教師」（明治三十六年一月二十八日「長野新聞」）では、これは教育雑誌へでも載せた方が適當かも知れないが、何もそう窮屈に考えるにも及ぶまいと思つて、こゝに紹介すると前書きをつけて、

「教師は骨と皮とにて作り云々は名高い話柄であるが此頃我校（東筑摩郡島内尋常高等小学校）尋常科四年年の児童に向つて、どんなことでもよいから皆んなが先生に就いて知つて居ることを書いて御覽、と言つて文を作らして見た。全児童の数は五十八名で、作らない者は無かつたが、其中から三つ四つ選り出したのが」次のようなもの。

短文なので、すこしとりあげると、

尋常四年生 嶋村美浩（25年12月生）

先生は毎日朝早くべんを持ちて学校に来て生徒に字を教へて三時に家にかへります

同 高山きのへ（25年8月生）

先生は毎日学校に來りて私共に學問を教へ又遊戯体操など教へるものがあります

というごく平凡なものから、

同 高山こう（26年2月生）

先生といふ人は毎日生徒に學問ををしたり遊戯や体操ををばへさせてせにをとる人であります

という一文など。「教師は骨と皮とにて作り」とは思わなかったものの、教師が「學問ををしたり遊戯や体操ををばへさせ」、「せにをとる人」だという認識を私は、小学校の頃、ついぞ持ったことがない。どちらかという教師聖職者の意識をこくしぜんに持つてきた者にとり、明治三十六年当時、尋常四年生の児童が、端的に教師を學問や遊戯体操を教える代償に「せにをとる人」だとみることができた事實は、大きな驚きである。教師も労働者だとはいわないまでも、「せにをとる」点で、高山こうは、自分の父親と教師は違わない働き手であり、違ふところは、自分たちに「學問や遊戯体操」を教えるところだとみに相違ない。「せにをとる人」という素朴な表現からして深く理屈を述べたものではないが、教師をこのようにとらえているならば、当然、教える「學問や遊戯体操」の質的な内容を問う姿勢が、この児童のなかになかったとはいえないわけである。

こんな短文の一節にも、三川の施した島内での教育の一端をうかがうことができる。しかし、これはかならずしも三川の感化によるものとはいへきれないわけで、一児童の家庭内の体験や雰囲気により多く伝えているものかもしれない。

同 今泉健雄（26年1月生）

先生は吾等に修身学問等教て後かしくき人となり以て国の為につくし君に忠義をし以て父母の名をあらはすように道びきなさる方でありますから吾等は先生の教へを守りてかしくき人となり世界万国にしらるゝよの人となり君の為になし国の為につくすようにならなければいけません

同 清水清勝（25年11月生）

先生は生徒に字ををしへます先生のかほはどことかどかと言ふ皆んなちがてをります先生はセーがながい先生にみじかい先生とありそして月に十六円とる先生に五円とる先生も色々ありまして又先生は松本六九町に在る先生もいぬかいしんでん（犬飼新田と書く）に在る先生も色々あります

掲載中、この二つの文章が代表例といつてもよい。前者は、日露戦役を翌年にひかえた三十六年の頃の、ほど共通した小学生の見方であったと推測される。国のため君のためにつくし、父母の名を挙げよう、先生は修身学問を教えてくれるのだから、「かしくき人となり世界万国」に知れわたる人とならねばいけないという高揚した意識は、優等生の代表的作文として、読んで気持のいいものは違くない。先生を評するにも、自分はこうあらねばならないと、自己にひきつけて書く発想は、的確であり見事である。

しかし、三川がこれら児童の眼を評価したからであらう。やはり、後者のような児童の眼を評価したからであらう。

先生を一樣にとらえないで、外見からではあるが、さまざまな相違を問題にしている。容貌から身長、月給、居住地へと眼を転じて対比しながらつかんでいく書き方もユニークだ。先生をもっとも身

近な「君」の類同者とみて絶対視する風潮は、わが国でいつごろから瀾漫しだしたのか、私は審らかでないが、この児童は、そういう見方がない。先生を自分たちとおなじ地平に住む「仲間」として把握している。

三川が求めたのも、高山こうや清水清勝の「眼」に代表するような、ものやひとを素直に見つめることのできるような感性とたしかな知性であった。

民権家が目ざしたのも、端的にいうならば、そのような感性や知性の持主をいかに組織化し、ひとつの運動にまで高めるかであったであろう。三川の中に、形はかわりつつも、類同の念願を私は指摘できると考えるのである。

だがここで、三川の教師像をあきらかにする上で、もう一つの見方をつけ加えておきたい。

私は、いままで、三川のかずかずの試みの中にみる自由民権運動の投射した影、といった観点を重視してきたのであるが、もう一度三川の師範学校入学から卒業年次をふりかえってみるならば、別の見方ができないわけではない。

三川が師範学校松本支校へ入学したと推定される明治十四年に入学し、三川よりも一年遅れて卒業した田中伴吉は、当時の学校状況を、次のように記している。

「当時校長は能勢栄先生で、修身漢学は松原蘅・田湖安貞の両先生、国語は河野通万先生、理科は館山守治先生、数学は磯野響先生等でありま

した。教授法は開発教授の盛なる頃で塩谷吟策先生が担当せられたり。当時尚漢学が盛にして毎週左伝の講義・論語の輪講等には恐縮して居りました為に一回低落せしことありき。歴史の如きは皇朝史略・十八史略等が主なるものでありまして、文章は文章軌範・八家文等基礎とせられ韓愈・蘇東坡の如き先人の作為せられたる文章は今尚記憶し居れり。国語の如きもの言葉のやちまた等盛にして英語の如きは未だ教課には入れなかりき、今にして考ふれば今昔の感なくてはあらず⁽¹⁴⁾。

この一文は、三川在学中の状況とほぼ一致するものとみてよい。そこで、文中に出る能勢栄校長の教授法を中心に、明治十五・六年の師範学校の教育状況に触れてみたい。⁽¹⁵⁾

学習院教授能勢栄が長野県師範学校校長（専任校長）となり赴任したのが明治十五年七月十日、能勢三十一歳である。

能勢は嘉永五年七月、江戸の旧幕臣の家（府下麴町区内幸町二丁目一番地能勢泰助二男）に生まれたが渡米し、苦学しながらオレゴン州パシフィック大学理学部を卒業、明治九年に帰国した逸材で、当時の大野県令は、県教育界に山積する問題、とくに、師範学校の長野・松本両校での対立解消、自由民権運動に熱中する師範生対策を期待して、能勢を迎えたという。

能勢は着任二か月後には、師範学校教則大綱を改正し、資質のすぐれた教員を養成するためにさまざまな手段を講じている。教育学、心理学、学校管理法、唱歌、体操等の教科を特設、または内容を改め、生徒間に知育、徳育の気風を高め、みずからバイオリンを弾きながら唱歌を教えた。

能勢の信州に導入した教育理論は、それまでの注入主義教育学に對して、ペスタロッチやジョ・ホノットから学んだ開発主義教育学であった。

駒込幸典氏によると、「口に自由を唱え教育をものはなれて大言壯語する風潮に對しては、『私を捨て、国を愛するとか民権とか国権とか騒ぎたてるのは愚の骨頂で、己れのために学問し己れの生活を高めよ』という徹底した実利主義の立場をとり、やがて、信州教育に新風をふきこんだ。」といわれる。

「授業の目的は教師の教え能う所の者にあらず、生徒の学び能う所のものなり。一時一事、已知より未知に一物より一般に有形より無形に、易より難に近より遠に簡より繁に、自然の順序に従いて諸心力を開発すべし」

と解く開発新授業法は、師範学校で開催された講習会などにより全県下に、教師ひとりひとりの感動を通して伝えられたもようである。

また師範学校内にあつても、「生徒ノ品行大ニ改良セリ。粗暴過激、教唆煽動ノ言論ナシ」と、能勢着任一年後、本人の口から語られるほどに校風一新したという。

三川が卒業する一月前、十六年六月には、それまでの師範二校制を廃し、松本町に本支校合併、一校制を実施した。

三川が能勢栄のもとで学んだのは、丸一年程であるが、三川の中には、自由民権思想にめざめた師範生の政治への積極的な関心と、

さらにその上に能勢新校長による何よりもまず、「己れのために学問し、己れの生活を高め」るのが学問の本道だという新しい欧米の実利思想とが融即して、以後の三川の生き方の底流になっているといえるようだ。

とりわけ、授業とは教師が教えきれるものではなく、生徒がみずから心をひらいて学ぶべきものという能勢の教えは、「尋常四年生の観たる教師」で触れたように、三川の生涯をつらぬく大切な教育原理になったといってもよい。

三川の師範学校やその周辺でのかずかずの体験が、かならずしも自由民権運動家のように「華やかな目立つことの役に立つ者」という姿勢をとらせもせず、さりとして、政治や社会の動向に没交渉な、実利主義に徹し己の修身のみ生きる一介の田舎教師にもさせなかつたのは、いままで述べてきたような経過があつたのではないかと考えるのである。

三川と子規とは、ときに、子規君、三川兄と呼び合う程の仲で、三川が一歳年長であつたが、正岡子規と高浜虚子とは、生年に七年ほどの差があり、両者の精神世代の相違をはっきり決定づけるものがあつた。それが自由民権運動の思想的影響の有無にあるとする、山本健吉⁽¹⁶⁾でも称する高名な説がある。これは、虚子の小説「俳諧師」の評言を書いた渋川玄耳のことは山本氏が敷衍したものであるが、憲法発布の明治二十二年二月以前に、青年時代の自己形成期を経た者と、そうでない者との間に、「努力型・意志型・情

熱型の子規と逃避型・ニルアドミラリ型・「ぐうたら」型の虚子とは、性格の相違で片づけてしまえない、精神世代の相違」が顕著だとする。

子規は松山時代、自由民権思想の影響から、政治家たらんと志し、政談演説などに熱中する。虚子も伊予尋常中学初級(明治二十二年、二十一年)の頃は子規と同様に政治に関心を示したが、二十二年の憲法発布は、自由民権運動の一応の目標が達成された形になり、「青年の政治運動熱の冷却、言いかえれば理想の喪失という形」で、夢を失つた、炎えない「ぐうたら人種」になってしまふ。だから虚子にとつて、俳句の仲間にまきこまれ、いつのまにか日本派新俳句の碧・虚併称されるような俳人になつたのは、かならずしも本意ではなかつたといふのである。

三川の自由民権運動とのかかわりを問いつつながら、一方には子規と虚子という互に対照的な生き方を示す俳人像が、つねに、私の脳裡にリトマス試験紙のようにあつた。しかし、三川の反応は、子規型とも虚子型とも異なる、定かに典型化できない形ではあるが、農村の小学校教師と日本派の俳人とが一体化した姿で、明治三十年代の農村の中農、貧農層のかかえた問題を自己の生きる課題として掘りおこしたのであつた。

この点に関して、以下の各項で、もうすこし具体化して論じていきたい。

(二) 三川と望州直弥

1 はじめに

東筑摩郡村立島内尋常高等小学校長を最後に教育界を退く際に書いた、明治三十七年五月九日付の三川の履歴書がある。今迄もしばしば参照してきたが、それによると、「業務」の項は次のように記されている。

これが三川の勤務したすべての公立学校である。

- 一、明治十七年三月十五日ヨリ南安曇郡村立細萱学校四等訓導在職月俸拾五円
- 一、同 十七年七月三十日同郡村立穂高学校四等訓導ニ転任月俸拾五円
- 一、同 十九年三月三十一日学区改正ノ為解職
- 一、同 十九年八月二十五日同郡同校四等訓導兼校長拜命月俸拾六円
- 一、同 二十年四月一日改メテ同校訓導兼校長拜命月俸拾六円
- 一、同 二十一年一月六日病氣ニ付依願退職
- 一、同 二十二年三月十二日東筑摩郡立東筑摩高等小学校訓導拜命月俸拾五円
- 一、同 二十二年九月三日同郡村立和田尋常小学校校長兼訓導ニ転任月俸拾五円
- 一、同 二十三年三月三十一日上伊那郡立上伊那高等小学校訓導ニ転任月俸拾七円乃至拾八円
- 一、同 二十五年四月三十日郡立上伊那高等小学校廃止ニ付解職
- 一、同 二十五年五月二十八日上伊那郡伊那村外三ヶ村組合村立上伊那高

等小学校訓導拜命月俸式拾円但本科正教員勤務

- 一、同 二十六年三月二十二日同校校長兼任月俸式拾円乃至式拾式円
- 一、同 二十六年十月三十一日病氣ニ付依願退職
- 一、同 二十六年十一月二十一日東筑摩郡村立和田尋常小学校訓導兼和田高等小学校訓導拜命月俸式拾五円但本科正教員勤務
- 一、同 二十六年十二月八日ヨリ翌二十七年一月三十日迄病氣休職
- 一、同 二十七年五月四日ヨリ同年九月三十日迄病氣休職
- 一、同 二十七年九月三十日休職満期ノ為退職
- 一、同 三十年五月三日ヨリ東筑摩郡村立島内尋常高等小学校訓導在職月俸式拾円乃至式拾五円但本科正教員尋常科勤務
- 一、同 三十四年三月十一日ヨリ同校校長兼任月俸式拾五円乃至三拾円
- 一、同 三十七年四月二十七日小学校令施行規則第百二拾六条第二号前段ニ依り退職

数え十九歳から三十九歳まで二十年にわたる教師生活で、三川はたえず病気による休職や退職をくりかえし、二十七年九月末には、病氣休職期間が満期となり退職せざるを得なくなっている。宿病の肺結核のためである。まもなく、上京し、芝区愛宕下町の北里伝染病研究所で入院加療に専念する。この間に、子規の日本俳句運動に共鳴し、熱心な新進の俳人となり、日本派初の類題句集を出版すべく、草稿を携えて帰郷したが、三十年四月下旬である。五月三日から同郷の島内尋常高等小学校に勤めることになる。

この退職、上京、治療の二十七年十月から三十年四月下旬までの期間を境にして、それまでの教職経験を前期と名付けるならば、三十一年五月三日以来、退職する三十七年四月二十七日までの島内小学

校時代ほど七か年を教師三川の後期と考えてよい。

教育者三川の全体像を把握するには、当然前期の上原良三郎の軌跡からたずねなければならぬであろうが、この期の資料は、皆無であり、三川がそれぞれの赴任校でどんな教育実践を行なったかは、ほとんど分明ではない。

後期に関しては、教師良三郎は俳人三川と不即不離の關係にある。教師良三郎を考へることは、俳人三川に触れねばならないし、俳人三川の求めたものは、小学校教師としての生き方につながっている。私が興味をいだくのも、その両者の接点ともいべきであらうであり、偉人でも文学者でもない、ひとりの俳人、ひとりの小学校教師の、それだけに大多数の民衆のころと直に繋がるありのままの姿を描いてみたいのである。

「自分が島内村の小学校を卒へて間もなく校長が代つて上原良三郎と云ふ人が来たが比人は前の校長の弟で東京へ行つて俳諧師になつて来たと言ふことをきいた。それで或年の冬二三の人と謀つて発句を作つて此人に見て貰はうと云ふので題は火鉢と何かで中にか、ヒ、と云ふ三ツ折もあつた。各十句ばかりづゝ集めて見て貰つた結果は自分の火鉢の句に一つ点がついて居るばかりで、あとは句になりたるもの一句もなしと云ふやうな評がついて来たので、何だつたらぬ、一体こんな評は生意氣ぢやないかと云ふやうな考へからこれは只一度でやめてしまつた。」⁽¹⁷⁾

後に三川の愛弟子となる胡桃沢四沢が、はじめて、三川に評を乞うたときの回想である。子規に師事した気鋭の日本派俳人を迎える郷党の感覚は、四沢の口吻にいみじくも表わされた「東京へ行つて

俳諧師になつて来た」程度のものではあつたらう。

兼題や三ツ折の句の点を乞われ、一句の他は「句になりたるもの一句もなし」と評した三川を、「何だつたらぬ、一体こんな評は生意氣ぢやないか」と反駁する四沢らの方向をもたぬ辯勃たるエネルギー！。

新しい俳人としての三川の気負いと、それを俳諧師という旧態依然たる語感の中でしか受けとめ得ない村人との齟齬は、私には、新教育を身につけた教師良三郎と郷村の人々との位相の相違をおのずから、象徴するものともなつていふと思われる。

しかし、三川は、おのれの信ずるところを頭の上から強圧的に押し付けるような教師ではなかつた。腹の据つた、信念の教師であればこそ、円満具足、ときに「常識」の人とみられるほどの余裕があつた。

四沢の先の文に、こんな個所がある。

「先生は禁酒禁煙の実行者であつた。これは病氣の爲で別に云ふに足らぬとしても、先生の家へ人が年賀に行つた折など酒を出されたし又先生独栖の時にも家には常に煙草盆の用意もして居られた。禁酒家が酒を出すなど甚だ矛盾ではないかと怪しむものがあるかも知れぬ。しかしそれは理性にのみ偏した考へである。先生のはこゝに於て情的である。常に人に向つて禁酒の利を説きすすめも其人が内心に反省して自らやめぬ内に、自分の前ばかりで酒を飲ませぬなど云ふことは無駄なことであるし、又情に於て忍びぬ所である。先生の意はここにあつたのである。先生は決して人の酒を飲み煙草を喫むで居る前では禁酒禁煙を説かなかつた。世の似而非君子偽義人と異つて、理性感情共に円満に常識の發達

して居った一例である。」

三川の生き方の根本に、「理性感情共に円満に常識の発達」があったか否かは、厳密に問わなければならないところだが、つねに、「理性感情」の調和を願って、おのれの説を相手に強要したり、独断専行し、相手を敵にまわしてしまふ軽率なところはなかった。ときに相手が肯んずとも、みずから相手が納得するまで待つ度量があった。この度量のひろさ、大いさを「円満」といふ「常識の発達」といえば、いえるであらう。

しかし「円満」も「常識」も、世に軽薄に用いられるきれいなことば、やのつべらぼうなことばと同一でないことは勿論である。三川の「円満」や「常識」には、三川の晩年の俳句を評して「平淡の中に至味」ありという「平淡」とおなじく、そこに行きつくまでに弛まない研鑽と、内面の試練が存した。

「円満」も「常識」も、三川流の「軽み」であるが、私は、できるかぎり、到達地点よりも、その過程を掘りおこしていきたいのである。

2 直弥の島内への転任をめぐる

昭和五十一年七月号の「信濃教育」第一〇七六号に、私は「教育者としての三川上原良三郎——島内小学校時代を中心に——」と題し、教師三川の一面に触れて書いた。

とりわけ、その中で、山本一蔵(飼山)と望月直弥の二人を柱に

して、兩人の側から三川の教師像、ひいては人間像を照射するような形をとった。

今回、再び筆を執って、教育者としての三川をまとめるに当たっても、別段、新たな視角が生まれたわけではない。全体の枠組はかわらないであらう。しかし、前稿で省略した資料を補い、望月直弥の動きを手がかりに、島内での試みを、もうすこしひろい視野から検証したいのである。今迄、光をあてなかった個所に、いささかスポットライトをあててみたい。

望月直弥が東筑摩郡島内尋常高等小学校の代用教員となり赴任してきたのは、三十四年四月である。「信濃教育会雑誌」の教員異動記事によると、四月四日付で東筑松本村尋常高等小学校尋常科准訓導望月直弥、小学校令施行規則第二百二十六条第二号後段ニヨリ退職ヲ命ズとあり、依願退職の形で島内小学校へ移ったものと推測される。

三川が島内へ招いたものか、直弥みずから望んだものか、あるいは、前任校に在職できない内情があったものか、判然としないが、松本村尋常高等小学校には、三十三年四月から丸一年勤めたにすぎず、後述する直弥のそれ以前の赴任校と同様に、在職期間はきわめて短い。

松本村尋常高等小学校は、尋常科、高等科あわせて学級数が十あり、島内小学校(学級数十一)とほぼ同規模で、当時校長は、三川と親交のある洞沢諫吉であった。

洞沢は明治十九年四月には、東筑摩郡第十番学区島内学校の校長兼四等訓導となっており、翌二十年三月十九日付、島内村長高山善十郎から県知事木梨精一郎宛、洞沢の正式な学校長兼訓導任命申請書が出されている。十九年三月以前、島内村には四つの学校があり、平瀬学校(学校長或は首座教員河野彦司)、磨智学校(藤田道明)、青嶋学校(池田正誠)、高松学校(岩根友治)、これらを、統合する形で、十九年四月より青嶋地区に島内学校が設けられ、新しい本校の校長に洞沢が任ぜられたわけである。

こゝで洞沢の私的なことを記すと、統合以前の高松学校に、明治八年十二月より勤続十年四か月いて、さらに島内学校に移った岩根友治が、洞沢の岳父となっている。岩根は、いわば島内小学校の生字引きであり、三川在職中もひきつゞき島内に勤めている。

このような三川、岩根、洞沢の繋がりをみると、直弥の島内赴任にあたって、三川と洞沢との間には、単なる一教師のトレードという学務上のやりとり以上に、親密な話し合いがもたれたことが想定される。

当時、直弥がもっとも心痛めていたのは、結婚問題であった。一教師の私的な結婚問題がただちに転任につながるものとはいえないが、直弥の島内小学校への赴任には、その前年の結婚問題の苦悩、拗れをなんとか癒そうという配慮があったのではないか。

これは半ば推測の域を出ないのであるが、次に記すような、大仰にいうと人生の岐路をなんとか打開するために、直弥自身が望んで

転任を申し出たものか、あるいは洞沢校長が直弥の心情をくんで斟酌したものか、または三川が進んで、直弥のような教師を求めたものか、いずれにしても、松本村尋常高等小学校時代の直弥の結婚話をめぐる紛糾は島内への転任の、ひとつの要素になったのではないかと思う。

今、私の手元には、井口喜源治に宛てた直弥の二通の手紙がある。いずれも島内赴任の前年三十三年のもので、二通とも主要な用件は結婚話をめぐる相談であり懇請である。

一通は、家付き一人娘との結婚話で、直弥は、長男であったので、廃嫡、養子、ということまで考え、洞沢校長の手をかりて先方の真意をたしかめることや、直弥自身弟に廃嫡の場合の相談をもちかけたという報告。

他の一通は、天涯孤独の一人娘「孤女を妻と致し度候」というもので、これは具体的な話ではなく、喜源治におのれの伴侶にふさわしい女性観を書き送ったもの。

実のところ、この二通とも、三十三年のものであることは判然とするが、何月のもとの決めかねた。かりに前者をA、後者をBとすると、Aは掉尾に□月二十五日夜九時に二十二分前、松本大名町下宿楼上に認むとあるが日付の何月にあたるかが蝕まれていて不明。Bは、八月十六日とたしかに書かれているのであるが、文中の記事、たとえば、新刊ほととぎす(十一号)で子規の消息を読み感激する個所や、「二十一日の夜の会合には参らぬ積り諸兄へ宜しく

願上候」の一節、さらに最後に記す「今朝は中々に冷氣、初めて木綿羽織を引っかけ候、今は半晴の天稍暖なり」の文句等より考えるに、八月十六日は九月十六日の書きあやまりではないかと推定される。ほととぎす十一号は九月七日発行であり、八月十六日に読了するのは無理であるし、「二十二日の夜の会合」とは、東穂高禁酒会のことと推測され、二十二日に該当するのは、九月二十二日で、この日の第十三例会には、直弥が珍しく欠席しており、手紙の文面と合致する。さらに「今朝は中々に冷氣云々」の文も、他との関連からして九月十六日とする考証が成立すれば、その方が八月十六日よりはふさわしいといえる。

Bの方はこれでほゞ日付は決め得るが、Aが問題。Aは以下で紹介する通り、長文の書簡であり、直弥の信条、思想を知る上で、もっとも貴重なものである。内容からみると、一見したところ、九月十六日付Bが早く、そのあとにAの具体的な結婚話が起きたものと考えるのが妥当のように思え、私もはじめ、そのように想定したのであるが、Aの文面に追伸の形で、「御上京途には尚御目にかゝる事とは存じ候へども云々」の一節があり、この個所から喜源治の上京した事実を、井口喜源治備忘録『第一』で当てみると、三十三年七月二十二日に「上京す。二十三日深山軒に入る。三畳半の大厦高樓也。二十五日内村先生に始めて面会す。三日講談会をてる。十日岩本先生、荻原君と王子に行く。富士へ登山す。」とある。喜源治上京の予定だけから考えると、十一月末の内村鑑三講談会にも当初

出席する話があったらしく、その時は直弥も同行することになっていたようだが、実現はされなかった。

この点からして、七月二十二日以前に喜源治に宛てたものと推定される。手紙の書き出し、「謹啓 昨今雨を侵して洞沢師同行帰宿候はゞ御手紙机上にあり再三繰りかへしく拝見仕り候」の時候を示す事実とも合わせ考えるに、Aは六月二十五日付のものともみてよいであろう。

以上、二通の手紙の日付にかかわって考証してきたのは、直弥と三川とが出会う前提ともなる直弥の心情をうかがうのに、大切な問題を、この二通の文面がかたっているからである。Bの文面であるこの世に身寄りのない「孤女」を妻としたいという直弥の気持は、以下に述べるAの出来事があつてはじめて深く了解できる。

明治二十四年十二月二十日東穂高禁酒会を設立したとき以来、井口喜源治と直弥とは、一心同体（すくなくとも直弥側からはそのようにみえる）といつてよいほど、熱い交渉を保っている。信仰を同じくし兄弟する喜源治に、本心を吐露するのは、直弥にとりごく自然であった。直弥と喜源治は明治三年生まれの同年であったが、喜源治は二十六年三月に結婚しており、その点でも直弥の兄であった。

喜源治とは、すでにある程度、今回の結婚話の輪郭を伝えた手紙のやりとりがあったらしく、Aの書簡は、喜源治からきびしく直弥の真意を糺す懇書への返事である。

「予が縁談につき此の表情よりの御忠告、御同情御訓戒兄ならずして誰が与ふるもの有之候はんや。拜読して或は赤面し或は胸をおどらせ候事禁する事不能事に御座候。」

と記し、次に「昨二十四日の日記」の記事を写して、内心の自問自答の様を告白している。しばらく直弥のことばに耳を傾けたい。

3 直弥の性行

「予が今回の彼の女を慕ふことは、恋へることは決して／＼痴情の故にあらずと思ふ。如何となれば先きに我が女にも我が師にも話したる如く予は撰妻につきては、理想の婦人に逢はずば独居せんと確悟し居りたるにて、然し此れは理由なしの独居論にはあらずして……実はそれにつき非常に心配苦慮せるものなり。さるを今度初めて彼女を見て又聞きて之れ真に吾が逢はんとし得んとしたるものなれば、さてこそ真に心より其愛を得たく熱望するなれ、されど、何事も天意なり、天父は決して我に悪しくは為し賜はじ、◎此れその一字をも改めざるものに候。」

と日記に書かれたもの。そして、さらにつゞけて、

「去る二十二日学校にて洞沢師より彼方と相談の結果なりとて話され候、曰く『彼方にては他へは出さず、呉れず、内に置く事と確定せり』と、兄よ、弟の恋は一打撃を得たりといふを得ざるべきか、兄も『それは大概出来さうなものなり』といひ賜ひしに……、予は此に於て、兄の賛成し賜はぬとの曰ふ、廃嫡、養子の義を探らんと決心いたし候。此事を洞沢師にも謀り候、師は「汝も知る如く我邦は家系を重んじ其断絶を無上の不孝とす故に、その祖先の□^(承)を絶えしめざる工夫成候、父母親属の承諾を得んには我は反対はせず」と、恋は人を盲ならしむ、岩本師（注岩本善治―宮坂）の猟情熱云々、実に思はざるにあらず、或は然らん

かと□みられ、赤面し又心臓の鼓動せし□ざるにあらず、されどされど、兄よ凡そ人は結婚するとせば大概は時機あるものと存じ候、遅くも三十二三は其絶頂か、而して又理想の婦人を得るを。弟が如き婦人に逢ふ場合を得るに下手なるものは、中々妄りには理想の婦人にめぐり得られざるものと存じ候。勿論今回の事とて、尚以て實際問題に立ち至りたるにあらず、弥々實際問題に至りて彼女の愛冷然少しも我れに向き来らずやも知らず、或は然りならんとも思ふ、或は片思いのみかとも思ふ、されば真に真に余儀なし、何と思ふも甲斐なし涙を飲んで忍ばん。此に至らば岩本師の「黙して慎しみ独り哭し眺めて歌ふ」ものとならん、否々々々此に至らんには弟は寧ろ是れを感謝せん、是れ天意なればなり、弟は近來実天神の實在を屢々認め得たる心地す、顧みれば逆境と思ひしもの（當時は）皆々我に一段々々の進歩を与へ賜ひしもの、層々の確信を下し賜ひしもの、天意一つも我れに善からざるなし、何事も一切を天に任せん。

されど、是れ尚輕薄の信仰なるやも知らず、されば假令、今回の事成らずとも決して決して天をうらみざるは勿論、人をも怨みじ、又決して自暴自棄もせず、是に至らば之れ我が兼而の希望に立ち歸りて正義の爲めに必死の力を尽し内村師の所謂武装せるまゝ倒れんのみ。豈亦快ならずやに候。

されど万々一幸にして實際問題となりて、彼女の愛よく我に向はゞ弟は何れの道をとりたるも此縁を成就せんとす。」

このような筆鋒でさらにつゞくが、その主要な点は、
・ 廃嫡につき父母と相談する前に、洞沢校長から今一度先方（彼女）に直弥への気持をたしかめてもらう。

・ 直弥が家を出るとならば、弟の意向もきかねばならない。弟は、「兄の廃嫡の事、父母の之を承知するを得ば、我れに於て異議な

し」と承諾した。

。父母は直弥の心意をよく知っているので、今回の事に関しても、その事情を談じ、心の中を述べれば大概理解を得んかと思う。万々一「如何しても同意しがたしとあらば之も亦日本の家庭組織の不完全なる習慣事情亦やむを得ざる処」でこれを破ろうとはしないが、そうなれば直弥は生涯独居する。その場合の廃嫡は止むを得ないが、この点は家弟の同意を得ているので心強い。

。何事も彼の女の心一つにあるが、また「嗚呼噫何事も天意天意天に任するのみ。されば如何に安心ならむ」という心境。

。「結婚何にしに人世の最大目的ならんや」「一つの義、一つの事業」(旧き女学雑誌に見し所)とは思ふが、結婚しても思うようにならないときはどうなのか、「何事も天意のみ」という。

この手紙で直弥は、「弟の小胆性急しきりにあせるの傾きは有之べく候」とか「之れ小胆者の常修養不足の者の事」といふ、喜源治に、「兄よ之れを最後衝突といひ賜ふな、自暴自棄といひ賜ふな、尚々大慈□懇訓、御腹藏なき叱責を玉へ」とあがき苦ししい思いを書いているが、もっとも肝心な相手の女性への直弥の心持が漠としてつかみ難い。いまだ実際問題に立ち至っていないと繰り返しながら、洞沢校長が仲に入ったり、家弟に廃嫡の場合の承諾を得たり、直弥側ではすでに「実際問題」となつてことは進展していたと推測される。

これはあるいは、七月に喜源治が上京した折に語つた事柄への返書かとも思われるが、三十三年七月、喜源治宛の萩原守衛(碌山)の手紙には、直弥の恋愛について、次のように書かれている。

「恋の前には死も力なし。恋の前にはすべての我は其跡を示さず。真の恋、この熱情の瞬間に於て彼等は全く無我なるもの。夫れ死さへ力なりて、而して其境遇の之れをゆるさぬならば、先生の許す丈けの力に於て彼女と手を握るべく勤むるは最も至当の事と存候。若し其の恋が真の恋なりせば遂にこゝに至らずしてやむべき理なからん。

されど、境遇のいかんにかかはらず、悟る所ありて快く其の恋を忍ぶならば、そは又夫れの事に候」

これは、条理の通つた意見である。こゝに碌山の私情がどれほどうかがえるかは、私の測り難いところであるが、直弥の恋愛に関しては、直弥当人とは別の見方が述べられている。恋愛渦中の者と、その周辺の者とは、事の処し方に意見の違いが出るのは当然であるが、それでも、なお、直弥と碌山の恋愛観の違いには大切な問題がひそむ。それは恋愛観に限つたものではなく、もっと根本の生き方や信条にまでつながるものかもしれない。

直弥の心情はつねに両極端への揺れがはげしい。理想の女性と結婚できなければ、廃嫡して生涯独居したいという思いは、恋愛進行中の心理からは、考えられないわけではないが、碌山のいう「若し彼女も真に其心ありて、而して其境遇の之れをゆるさぬならば、先生の許す丈けの力に於て彼女と手を握るべく勤むるは最も至当の事

と存候」との見方は、直弥にはなかったのではないか。碌山からすると直弥はまさに先生である。だが、今回の先生の恋愛は、本物なりやいなや、内心疑うところがあつたのかもしれない。あるいは、碌山自身、そのときのおのが恋ごろを語っているのか。「境遇のいかんかかはらず、悟る所ありて快く其の恋を忍ぶならば、そは又夫れの事に候」の一節は、二十二才の碌山にしては、昏いことばである。

碌山がそこまで見ていたとは思われないが、碌山のこのことばは、直弥の恋愛を予見したものとなつた。

実情は審らかではないが、三か月程後の喜源治宛の手紙は、今回の恋愛紛糾には一切触れないが、直弥自身の結婚観を、淡々と述べたものである。それだけに、かえつて梅雨の頃のあの片思い、「廃嫡騒動」は、直弥のところにいたく暗澹としたかなしきをもたらしただのではないだろうか。

Bの書簡の天涯孤独の「孤女」を妻にしたいという極論、沈鬱な書き方から、私は、そんなことを感受する。

「過日は真に失敬、彼の日幸一君と同行、途中正次君養家の様子をすっかり承り申候て小弟も大に羨ましく相成申候……で小弟はかく愚考（否利考）仕り候

『どうにか手蔓を求めて少くとも身代百万円位の素封家へ婿入りがないし度く存候……それには、彼の柳川先生、正次兄へ御周旋ありしとかいふ鎌倉某大金満家など宜しきかと存じ候トーかさう致す工夫はなきもの

に候はんか……ナニ、娘子が我俣であらうと、養父が頑固であらうと、ソレにはかまひ申さず候 唯々金が望みに候 しかし……又考ふるに到底も予の男振り不才不学ではイヤ／＼と首を振らるゝかも存せず、さすれば真に／＼残念乍ら余義なく候』

と、半ば冗談を書き、つゞけて、

「さらば第二策あり……二は真面なり（真に）その積りにて御聞き下され度候 前記の如きは小弟の非望とせば弟は孤女を妻と致し度候（元来育ちよき家庭に生れしものにて久しく一人の病める老母につかへて十年一日の如く隣りの輕薄青年のなまめける評には耳をもかさず只管郷党に孝行娘と評判されその毎日売らるゝ花は「孝行娘の花売」とて人争てこれを買ふ……天は彼を一層なかしむ……遂にその最愛の母公を天国に送り今は日々その墓参に余念なし」といふ如き可憐の嬢子あらば……何卒我が半身といたし度真に希望いたす所に候」

と、夢想ともいえる真意を書き送っている。

「希望ある罪人 玉碎子」と自称し、東山井口兄に宛てた九月十六日付のこの手紙で、直弥の語る夢想は、現実とは直接つながりを失った後だけに、彼の純粹な本心を、そこにみることもできるであらう。

「世は泰平に候」との一節も中にみえるが泰平どころか、直弥の失恋の手紙とみたい。

結婚に関する事ではないが、同じ手紙には、人物論や小説読後の寸感などが書かれている。そこから、結婚観に通じる直弥の信条をうかがい得る。

「又彼の日、幸一君と「伊藤博文の人物非人物論」呵々……をいたし

候、幸一君は彼を「兎に角人物なり」と申候、小弟は「今の所謂人物か
も知らず……その「そこら」にて人物を気どる猫も杓子も皆彼を手本と
する所よりいばば。されど標準を真正の所に立てば、彼の如きは人物で
も何でもなし、否人非人といふべし」と例の小心偏屈論をいたし候ひ
し」

幸一君とは、東穂高禁酒会を喜源治ともども設けたときの創立会
員望月幸一のこと、直弥とは親交のあつた青年である。すでに穂
高在住の頃から、直弥の議論はしばしば極論として俎上にのぼつた
よう、例の「小心偏屈論」とみずから書き記しているところがお
もしろい。

新刊ほととぎす（十一号）で子規の病床にありながら文学革新に
炎える獅子奮迅の消息を読み、その後尾に、直弥は次のように記
す。

「子規子の高邁卓識真言摯実、真に感服の至りなり、恐らくは氏は俳諧
界の王たるのみならず実に今代の偉人たらんと我は思ふ。敬服敬服」

子規の直門三川のもとへ、翌年転ずることになろうとは、いまだ
話題になつていない頃のことであろう。三川の子規への深交と、直
弥の子規への共感とは、出会う前から通ずるところがあつたといえ
る。

直弥は直感の人であり、なにごとにも自分自身を対峙させなが
ら、主観にからめて考えることが多い。菊池幽芳の小説「己が罪」
を読み、「女主人公たる（簗輪環）は姦淫の罪をおかせしといはゞ
いへ……弟は実に気の毒にて可憐にて同情の念に堪えず、それに引

きかへ男主人（全編に通じたるもの吾はなからんか、なれども）
公たる塚口虔三といふ偽クリスチャンたる墮落医学書生の憎らしさ
……自今の世この種の人多きを思ふて（表に義を装ふて裏に純潔の
少女の霊をけがせる実。に。実。に。情。け。な。き。人。）嘆じ申候」と、いって
る。

同じ信仰をもつ者への批判は、小説上の架空人物であらうと完膚
なきまで問い詰めるところ、直弥の潔白さがよく表われており、伊
藤博文への非難と類似の発想である。

結婚観に關しても、「身代百万円位の素封家へ婿入り」をしたい
と途方もない戯れ言を記す一方で、天涯孤独の「孤女」を妻にした
いと真面目に思っているのは、心情の振幅の大きい直弥の発想の特
徴でもあるが、それ以上に、癒しがたい失恋の後のところを、こう
いった孤独な形で夢想化する点に、「偏屈」なまでの純粹さがうか
がわれる。

先述した通り、碌山ならずとも、直弥の恋やひいてはその生き方
に一抹の不安をいだくものはあつたであろう。直弥はものを冷静に
沈着に、できるかぎりのケースにあたり、条件をととのえて行動に
移るタイプの教師ではなかつた。つねにパセティックにものごとを
つかみ、自己の内なる熱情で、おのれ自身を扇動する。たえず自己
や自己の周囲を危機や不安という流動的、劇的状況に置くことで、
新鮮な生きがいを感じる。このような直弥の生き方は、性格的なも
のか、東穂高という特異な環境が生んだものか断言できないが、聖

書にもとずく内村鑑三の無教会主義のキリスト信仰が、直弥をいっ
 そう日常生活上の偶像否定に情熱をそゝがせることになる。

後に、松本の田町部校で直弥と親交をもった奥村政治郎氏は、直
 弥の性行をよく見抜いて、次のように記している。

「私は正直に申せば、望月君の性格の全部を肯定するには躊躇するもの
 である。多少偏屈なところがあられたかと思ふ。恐らく望月君に対する
 如何なる称讃者も、こんな辺を不足に感じない者はあるまいと思ふ。私
 は君の笑顔をあんまり見ないでしまった。望月君はあまりに堅過ぎて、
 言はば六ツかしやであられたかと思ふ。かういふわけで奥さんも君に対
 して不満足に思はれたこともあったかと想像されるのである。

然し望月君は虚偽と佯笑とに非常な嫌悪をもった人である。追従軽薄
 の分子の聯かもなかった人である。迫害艱苦に遇ふていよいよ気分も相
 貌も厳肅になり沈痛になり深刻になった人である。然も君は決して冷情
 な人ではなかった。人に対して察しない人ではなかった。やっぱり涙
 の多い人であった。熱情の人であった。誠心誠意の人であった。之を証
 すべき多くの事実がある。それでゐて望月君程誤解曲解を受けた人も尠
 なからう。そして信仰上の正しき戦は概ね嘲罵批難を以て報ゐられてし
 まったのである。」(「故望月直弥君を憶ふ」未発表草稿)

これは、島内以後の直弥の人となりであるが、「人の親しみより
 は神の親しみ」に近づき、強固な信仰の人であると同時に、品行の
 すべてが虚偽からもっとも遠い、「純潔な人」になつていった直弥
 の佛が伝えられている。

教育は、とりわけ児童生徒に真正直なものの見方や感受性を培う
 開発主義の小学校教育にあつては、このような新鮮な情熱、信念、

ときには「偏屈」なまでの純粹さが必要なのではないか。日清、日
 露の兩戦を経てますます狭隘なナシヨナリズムに支配される教育に
 あつては、その感を深くする。

4 島内小の教員組織

明治三十四年四月、東筑摩郡島内尋常高等小学校の代用教員とし
 て望月直弥は赴任した。当時、島内小学校は、本校に一年から四年
 まで合わせて四級の尋常小学校と、同じく一年から四年まで四級を
 もつ高等小学校があつた。他に高松分教場、平瀬分教場、山田分教
 場(三十五年三月末で廃止)がある。

直弥は、三十七年三月退職するまで、本校高等小学校の担任であ
 る。月俸十八円。

当時は年度中途に教員異動が頻々とあり、同年度でも当初と年度末
 とでは顔揃れが違うが、三十四年四月末の島内本校の教師は、次の
 通りである。

月俸二十五円	校長	上原良三郎	(高等科正教員)
二十円		間宮 長宗	(尋常科正教員)
十七円		岩根 友治	(高等科正教員)
十四円		岩田 かよ	(尋常科正教員)
十五円		一柳礼一郎	(高等科准教員)
十 円		田川 志信	(尋常科准教員)
十二円		横山 又倍	(高等科代用教員)
十八円		望月 直弥	(高等科代用教員)

九 円	中条 新平 (尋常科代用教員)
八 円	高山美寿一 (尋常科代用教員)
六 円	高山 ぜん (高等科代用教員)
三 円	犬飼ふじと (尋常科代用教員)

この当時、月俸は月一回金額が支払われることはなく日割で月二回ほどに分けて払われているが、高等科代用教員としての直弥の月俸十八円は全教員十二名(四月末現在)中三位である。校長三川は翌五月から三十円になるもの、東筑片丘南尋常小学校長から、二月十九日付、島内の首席訓導に転任した間宮長宗が二十円、明治八年から島内に勤続している島内小学校の主、岩根友治が十七円という中で直弥の月俸は破格の高俸である。さらに翌三十五年七月二十五日付で二十円に増俸となり、校長三川につき、間宮長宗と同額になる。当時の給与体系はたしかなものではなく、校長の裁量に大方は任せられたものと推測されるので、三川がいかに直弥を厚遇したかの、端的な証左といえる。

三十四年一月の東筑摩町村長会議に提出された教育施設上注意事項の一つに、「正教員ノ不足ヲ補充シ及六学級以上ノ学校ニ於テ教員ヲ増置スルコト」があり、その資料に、「今本県尋常小学校正教員ノ平均月俸額」一覽表が付されている。それによると、東筑摩は平均月俸額は金十四円四十銭三厘で、県内十七郡市中十三位、高等科正教員の方は、金十九円九十六銭で十四位、いずれも県下で教員の平均月俸が下位、その上教員不足であった。これは、師範学校出

の正教員の平均月俸であるが、代用教員の俸給は、初任給の基準が、三十六年十二月十一日付で郡書記から村長と小学校長宛に出される。任命後六か月間の勤務状況および教授法等を觀察した上で増額すべき必要をみとめる者は増額し、他の教員との摩擦がないように配慮せよといった主旨で、

一、中学校卒業者ハ之ヲ三等ニ分ケ十円九円八円トスルコト

一、高等女学校本科及技芸専修科卒業者ハ之ヲ三等ニ分ケ八円七円六円トスルコト

とある。

直弥はすでに、三十一年十一月に東穂高尋常高等小学校を転任して以来、勤務校五校を経て島内へきたベテラン教師であったから、このような初任給をそのまま適用することはできない。しかし、三十四年から三十六年にかけて、代用教員が校長と肩を並べて十八円から二十円という高俸を与えられるとは、通常考えられないことである。

直弥の島内への赴任をめぐって、先述したように、洞沢校長の依頼や斟酌があり、直弥自身の志願があったにしても校長三川の側に直弥を必要とした緊要な事情がなければ、これだけの高給で迎えることはしなかったであろう。

三川が校長になって五年目、島内の教育を本格的に整備する上で、直弥をぜひとも必要としたなにかがあったのではないか。この点に関しては、前年の直弥の手紙を中心に、すでに触れてきたが、

もうすこし別の資料からあたってみたい。直弥の行動軌跡を明らかにすることは、教師三川の信条や思想を知るために、大切な手がかりとなるからである。

5 島内以前の直弥

望月直弥は明治三年十二月二十五日、南安曇郡穂高町に生まれ、祖父章斎（文化2年〜明治26年79才）、父祝斎（天保14年〜明治42年65才）ともに日本画家である。とくに章斎は江戸に出て狩野洞章に師事、帰郷後多くの子弟を育成し、「鷹」を描いて聞こえたという。直弥も雅章の号でいくつかの作品を残している。

直弥の名が穂高周辺に聞こえ出すのは、二十四年十二月二十日東穂高禁酒会を井口喜源治らと設立したときからであるが、このころすでに喜源治ともども東穂高の小学校に勤めていたものと思われる。

二十九年十月一日より六か月間、長野での尋常師範学校講習会に参加していることから推すに、学歴は小学校を卒えて、間もなく授業生（代教）となったのであろう。

前項「自由民権運動とのかかわり」の中で触れた通り、三川は、明治十七年三月十五日細萱学校の訓導となって以来、同年七月三十日には穂高学校へ転じ、二十一年一月六日病気で依願退職するまで、足掛け五年、穂高の地の訓導や校長を勤めていたので、あるいは直弥との出会いが、この間に、親疎を問わず、あったかもしれない。

い。なかったにしても、章斎や祝斎の子に、こういった穂高の卒業生がいるくらいいうわさは耳にしていたと想像しても強ちおかしくはないであろう。

直弥がいかなる機縁によって信仰をもつに至ったかは、明らかではないが、同齡の喜源治を一步先を行く信仰の人として、つねに敬愛し兄事し、さまざまな相談をもちかけている。直弥を考える上で、喜源治からの感化はみのがせないであろう。

喜源治宛の手紙や東穂高禁酒会での活動を中心に、島内へ赴任するまでの直弥の動静をすこしあたってみよう。

「本会員は禁酒を主とし且品行を慎しみ職業に勉強し節儉を行ひ他人の為を計ることを誓ふべし」（東穂高禁酒会申合規約第一条）⁽²³⁾

直弥や喜源治のキリスト教信仰による「生活浄化」の思想が生み出した「東穂高禁酒会」は、直弥の半生を考えるに抜かすことができないものである。直弥は、禁酒会のもっとも熱心な推進者であるだけに、そのピューリタンのなりゴリズムで、自分の行動をつねに律しており、のちにしばしば喜源治に論されるほどであった。

先の長野での師範講習会では、三十年一月十一日孝明天皇（英明皇太后）崩御の日の手紙に、講習生がなら謹慎哀悼の意をあらわさず、「彼等の楽しみは飲み食ふ事に候、彼等の楽しみはよりてたかりて騒言雑語、時に卑猥（実は時にと申さんより始終と申さんか）の言を發し、以て喜々大笑、敢て憚る所なきものの如く候」と書き、直弥が携帯の「吾家の歴史」（日記欄）に、「彼等は金銭なく

酒なければ交際は出来難しといふ。嗚呼果して然る乎。彼等は知友を得んと欲するにあらず、面友を得んと欲するなり。噫」と記した。

直弥は仲間の講習生に一、二回茶話会なんかで「幾分刺撃的の演説」を試みたことがあったがほとんど相手になって議論をする者がなく、かえって直弥の存在は彼等に「氣づかひ」がられたようである。口を開けば、いつも彼等の氣に入らぬ事をいうので、直弥は陰口に「聖人君子」と冷評されていた。

齡二十八才の直弥と他の講習生とでは年令上の隔たりもかなりあった。

「彼等の大概は当今社会の腐敗を知る。青年の墮落を知る。而して少しも之を矯正するの心なく候。否かへって当然の事の如く申居り候。(略)嗚呼教育者とも申すものにして斯の如し。一般の俗人は猶更の事と存候。否彼等とても俗人の仲間をはなれざるものに候へばに候」

と嘆じている。そして、直弥の楽しみは、毎日曜日の教会通いであり、講習会で、高島平三郎先生の講義を聴く事にあつた。とくに高島先生に関しては、「是迄学習院に居られ候由にて、風姿温然たしかに教育家たるの高風有之候」といふ、先生は当世稀れな教育家いずれ訪問したいと記す。

直弥は、おのれひとり善しとして殻に閉じこもる孤高狷介の面はすくなく、むしろ、つねに自己の周囲に向かつて、信念とすることろを率直にぶつける激しい戦いの人であつた。その潔癖な剛さがかえって、誤解される基にもなっている。

三十一年二月十一日、東穂高禁酒会第三例会の席上で、「某前村長は利口なり」といった題で演説をする。⁽²⁶⁾

「前村長は言えり、教育者なるものは色々社会の事に喙を入るゝは不可なり、だま、校内に小供さえ教育して居ればよい云々と、中々村長様とも云はるゝ人はえらいものなり、利口なものなり、斯る暴論を吐いて得然たるものの如く、而かも亦教育者なるも此言を聞て有り難い、謹聴せるにや、将また反駁するの勇氣なきか、右は余の列席せる某校事務所室に於ての事実なり、而して是を反論せる只余一人のみとは如何に今日教育者の勢力を失せるよ、嗚呼教育者にして既に斯の如し、是れが教養を受くるの兒童其結果の不良何ぞ怪むに足らんや。」

同年七月三日同会第九例会「所感」⁽²⁷⁾

「今年も最早既に其半を過ぎたり、而かも何のなすなきを恥ず、某氏の歌に曰く、何事もころにはたと思いつる三十路の年のはてぞ悲しきと真に然り……日本の人は年寄り易し(心の上の)世界の大偉人くらつとすとの如きは若時は保守主義……中年漸進主義……老年に至りて急進主義となる、日本の人とは正反對なり……吾人は当にぐらつとすとの真似をすべし……曆の上の年はとるとも心の年をとる勿れ云々」

同年十月二十七日同会第十四例会では、「不怒の国民、義憤なき国民なり」との慷慨演説をしている。

このような演説ばかりでなく、禁酒会メンバーを中核とした穂高地区の芸妓設置に強硬に反対する実践活動は、ついに、喜源治とともに東穂高尋常高等小学校を追われる事件に発展する。以後直弥は、ふたたび穂高の地で教鞭をとることなく、三十四年島内までの赴任校の在職期間は、どの学校でもきわめて短い。

次に掲げる各校への赴任月日は、かならずしも、直接つながっていないところがある。いったん退職しては、新たに赴任したものであろう。

北安曇郡常盤村の青年太田喜代松に関して直弥は「予が殊に末頼母しと思いたる四青年」⁽²⁸⁾と讚え、内村鑑三の「後世への最大遺物」を贈っているが、太田と直弥との出会いは、高等科四年のときに級担任が死去し、後任として直弥が赴任してきたといわれる。⁽²⁹⁾常盤時代が半年にも満たないのは、そんな不慮の死の後任だからである。師範での講習を受けたものの、代用教員としての直弥の勤務条件はこのようにつねに不安定であった。

31・11/20—32・6 (七か月) 北安曇郡北城尋常高等小学校

32・6/27—32・10 (四か月) 埴科郡杭瀬下尋常小学校

32・10—33・4 (五か月) 北安曇郡常盤尋常高等小学校

33・4—34・4/4 (一か年) 東筑摩郡松本村尋常高等小学校

郷里東穂高の地を追われた直弥にとって、白馬山麓北城での七か月余は孤独な煩悶の日日であった。

このころ三十二年二月、相馬愛蔵と喜源治とに、直弥はたびたび書信を送り、上京したき由、自己の近況を訴えている。

直弥は前年、東穂高を去る年の夏、上京したもよう、八月十五日の禁酒会第十例会の席上「東京遊歴談」と題し話しているが、この上京は単なる遊歴というものではなく、できれば東京で勉強したいが果して生活可能か否か真剣に下検討に行ったむきのものである

かったか。

今回、北城の地であって、ふたたび上京し、東京で師につき学びたいとの手紙には、愛蔵はかならずしもただちに賛成はせず、直弥の生き方に対する「教戒」を書いてきた。

直弥自身も「昨夏の如くおめおめ帰るも実に恥しければ、今度は可成如何様とも、其確定を待て上京いたし度く候。但し万々一止むなくんば余儀なし自ら上京してやってみる積りに候へども出来うべくば根底の確たらんことを望み候」⁽³⁰⁾と決意し、喜源治に、「其確定」「根底の確たらんこと」、すなわち、「食乃ち生きて居る工夫」を愛蔵と謀ってさがしてもらえないか依頼している。

その職は正業でさえあれば、郵便配達でも牛乳配りでも新聞売りでもよい。喜源治や愛蔵よりの「万事不如意は人生の常左程に急ぐ勿れ、天命を得て」との教訓はよく承知するけれども、「人生失機之歎も有之事故、己が元気の盛なる中、家庭の煩多からざる中に事業をなし度き候」と望んでいる。

北城での勤務が必ずしも安定したものではなく、このまゝ小学校教師をつゞけ得るかどうか、白馬山麓の二月、深雪と厳寒のなかで、直弥は生活の岐路にたっていた。

ひとは、その生涯にあって、断崖から跳躍しなければならぬと気があり、その結果がどんな新たな途を拓くのかはかりがたい「人生の機」があるものである。直弥にとり、このときは、以後の半生をかえる転機であったのだが、老境の父母の身を思い、さらに、伊

能忠敬の例、「彼は十八歳の時家を継ぎて率先勤儉し遂に衰運をかへし。年五十に至りて、さて是より我が志望を果すの時ありとて、笈を負ひ上京して東岡之門に学び遂に大成せり」を引いて、同じ日本男子にしても一方は「精力絶倫の大男子」、われは「薄志弱行の迂愚輩」、その百分の一でも学ばなければならぬが、「兎角事をなすに怯懦其先きを考へ過ぎて過ちならんことを欲し候故大胆の事をなし得ず甚だ汗顔の事に候」と、結局、断念している。

直弥は同じ手紙で、喜源治の研成義塾が多くの諸家の賛成で、組織ができあがりつゝある点を讚え、つゞけて、

「兄よ天は正義をなすもの、殊に之が為めに倒るゝものには又々これに倍する慰愉を与へ候事と存じ候。俗世の毀譽褒貶輕如塵、小弟は真理の賞賛を得ることを竟世の希望、無上の名譽と確信いたし居り候。御高観果して如何」(。印直弥)

と書き送っているが、この信条、信念が、以後の直弥にますます強靱なものとなっていく。

東穂高の地を追われた上に、上京し勉強する好機を断念しなければならなかつたことの失意は、逆に直弥を鋭敏なキリスト者にいよいよ駆り立て、その反面において、同僚や村人との妥協をゆるさぬ孤高、非寛容な教師になしていった一面もあつた。

移るさきさきで「誠に吾国を救ふには基督教にある。如何に政治が改良せられても社会制度が改められても、此人心に精神に靈魂が改良せられない内は駄目である。」(1)「以前は教場に生徒を教ゆるに誠

にお役目でやって居って、時間のつきるのを待つて居た。教師が斯くの如くで生徒も亦そうである如にして完全なる教授が出来やう、今は全く変はつて熱心に嬉しく喜んで教場に出て居る。神様から之れだけの児童を自分が預つて教ゆるのであると思へば、大心なる責任を感ずると共に又感謝に堪へない。」(2)という信念で教育にあたり、何人もの心酔者(山本一蔵や太田喜代松ら)を生んだであらうが、同僚や村人からは、ついに入れられずに、転々と変わらざるを得なかつた。そのたびに手紙を書き、喜源治に忠告されている。

「つまらなき小憤慨は駄目なりとは万々覚悟する処に候へども、只々友のなきに閉口頓首にこそ候なれ。何か氣にくはぬ事のある度毎に兄が『寛洪なれ』の訓誡を思い出さぬ事なし。否思ひ出しては忍び居り候なり。されど心友は云ふ、我を寛洪ならずと、我も亦然思ふなり、實にかおもふなり、されど我が性如何にしても輕薄の言と浮虚の行とを見聞くとときは、いかにも得耐えで思はず知らず自おほふなり、耳塞くなりなど、時にうなり出で候事も候ひき、必竟鳥は鳥にて何程沐浴するとも驚とはなれぬ物かとも存候。然れども々々己が弱点惡癖偏性を決してよしとしてすまし居るには候はず。悪しき処は何処までも奮勵矯正に怠らざるべく候へば、大兄よ、何卒見捨てな賜ひそ、されば成る可くてゴマメの齒ざしりは止めといたし候て、専ら修養につとむべく候。而してそが指導者として依頼するものは友のみ生命ある書のみ……此方にありて一日として友の事をおもはぬ日なく沈思対座相語る(教を受くる)は数冊の書のみ『以来此方へ来りて読みし書「樋口勤次郎氏著主義新教授法」「東京独立雑誌」三十号以下八冊。足よ如何にしても内村氏は予のスキナルモノに候、予の師に候、予の最も心を待たるものに候、予の友に候、かく申せばとて予は決して盲目的に彼を崇拜するには無之と存じ

候、幸に諒とし賜へ。

木外子「愛吟」は時々愛吟いたし居り候、頃日来「立身策」拝見いたし居り候(此書亦大に予に教ふるものあり候)「続々水川清話」を先般来松の某本屋より買ふて一寸読みかけ申候33」

内村鑑三は直弥のもっとも熱く私淑する師であった。「正義の爲めに必死の力を尽し内村師の所謂武装せるまゝ倒れんのみ」と松本村時代の手紙に記した直弥は、ひとりひそかに信仰に沈淪する教師ではなかつた。つねにそのときどきの政治社会の動き、歴史の流れを語る教師らしからぬ斬新な教師であつた。

三十二年中国山東省で起つた反キリスト教暴動が引き金となつて華北、河北、山西、河南、満州の地に住む宣教師や外国人を迫害し教会を襲撃する反帝國主義運動、義和団事件。折から清朝が義和団を支持したことで暴動は一層大きくなり日本など外国の出兵となる。

「支那匪対列国の事、今日も我が少年と此事に関して話し候、汝等支那人今回の所置(所置)を笑ふか、止めよ、三十四年前実に我同胞、之れを演じたるにあらずや、彼等は唯後れて今演ずるのみ、当時我が鎖國攘夷の忠義者実に今の義和団と何の撰らむ所かある、然り然して、我邦今は真に此の思想は絶えしか如何34」

6 直弥との出会い

上原三川が亡くなつた翌明治四十一年十月四日の東穂高禁酒会第二例会の記録に次のような記事がある。

「望月直弥君、胡桃沢氏の雑誌「校友」に書かれた「三川先生」を朗読

紹介せられ、井口喜源治君「信仰が強ければ強いだけ、それだけ重い十字架があるものであると云ふを冒頭に、内村先生其他二三校友の今現に負いつゝある十字架に就て」語られ、実にきく者をしてむねの迫るを覚へしめた。来会者九名。」

井口喜源治に關しては、ここでは措き、直弥が三川に触れたわずかな記事に目をとめてみる。「三川先生」は胡桃沢四沢が松本中学校の校友会誌「校友」(第二十五号)に書いたもので、三川と「校友」との結びつきは、「校友」の記者が「先生は校友俳句の選者として校友間にも先生の教を受けたる者多し、今や一周忘も近きにあれば、先生を偲ぶ料にもと平生先生と昵近の間なりし胡桃沢氏に請ふて此稿を得たり」と書いているので明らかである。なお同じ号には「ホトトギス」第十卷十号消息欄に虚子の書いた三川哀悼の文も再録されており、県立中学校の校友会誌が、選者であつたとはいへ、一俳人追悼のためにこれだけ頁をさいているのは稀なことであろう。

三川が直弥を評したのもや、直弥が三川とのかかわりを書き残した文はきわめてすくない。これは、そのすくない一例である。

直弥がいかなる思いをこめて、禁酒会の席上で、三川追悼の一文を朗読したか。直弥が島内小学校を去るときに、校長三川も同時に退職し、以後公教育の一切の場から離れてひたすら、俳句一途に生きた三川。

三川先生の島内小学校時代ほど、気持よく勤められた時はな

つたと、直弥がしばしば口にされたことばがあざやかだといわれ(35)る。

ところで、三川がなぜこのような直弥を島内に招き、直弥の生涯で最長の三か年、思いどおりの人間教育をなさしめたのか。

この点に関して、私は、二つの面から考えている。(36)

一つは、三川のいわば私的な理由であり、他の一面は、島内小学校を含む当時の信州教育全般の問題にかかわるもの。

前者について、私はかつて、このように書いた。

思うに、これは、謹厳実直な三川もまた直弥と同じ信念に生きる人であった。信条をもつ人間を理解できる人であった。かならずしも三川がキリスト教を理解したとか、聖書を枕頭の書にして深更ひとり祈りをささげていたとかいった現象をあげていうのではない。矢ヶ崎奇峰の評した三川の剛直な性がひたすら求めた結果「賜物」として、一教師直弥と出会ったものと思いたい。

これはきわめて主観的な見方である。しかし、三川がキリスト教に、早くからそれほど深く帰依したわけではなく、洗礼を受けたようすもないが、実父との係わりの中で、信仰心のあり方へ思いを馳せたことはたびたびあったと推測される。信仰や信条をもつ者への共感という点で、直弥を理解する素地は三川の側に十分あったとみてよいであろう。

南安曇郡梓村花見の実父萩原弥曾次の存在は三川にとり重要である。実父弥曾次は萩原家の長子でありながら家督を、養家を出され

生き途に困っていた弟市郎次に任せ、自分は島内村青嶋の妻の実家川船に出て、奈良井川畔新橋に住み、そこに隠居する形をとった。

家業は、維新前松本藩の摺屋で、新橋や稲核に穀屋を開いていたが動乱で失敗し、以後雑貨や蚕網などの商いをしたといわれる。

三川兄弟、君十、良三郎、益一は、母そのの兄川船相重(愛十)、さ江の子として移籍され、島内で大きくなる。

弥曾次がいつ頃改宗したのか正確な年代はわからないが、安曇平でもっとも早いメソジスト派の信者であったと伝えられる。(弥曾次には、萩盛院花月仙翁清居士という戒名もある)

現存する萩原家の戸主萩原太郎氏は、明治元年頃信仰に入ったものといわれるが、この点の確証はない。たゞ弥曾次が毎朝愛読したという明治の早い頃の革表紙の付いた「旧新約聖書」が萩原家には残存しており、かなり古い信仰の家であったことはしのばれる。

「三川上原良三郎先生略歴稿」(胡桃沢勲内編)中に、「或曰弥曾次基督教に入れるは始め良三郎等が肺患に罹れるを憂ひしによる」とある。この一説に関して一言触れておく。

三川には二人の姉が梓村花見の萩原家にいる。父弥曾次が家督を弟に譲って、新橋へ出るに際して、三川三兄弟を妻の実家川船へ、二人の姉を弟市郎次の萩原家へ入籍した。長姉もや(嘉永五年生)、次姉よし(万延元年生)である。この長姉が嫁いだ先で、夫の肺患に罹り、そのために離婚され戻される。長姉から次姉へ、さらに花見の萩原家へ往来していた三川兄弟へという順で、一家ごとく

肺疾患に冒されてしまふ。弥曾次が入信したのはこのような一家の悲惨に要因があるというのである。

長姉もやが南安曇郡梓村河越小平長男惣左と離婚したのが戸籍によると明治十七年四月二十二日である。長姉の病患による実家への復縁の時期と実父の入信の時期とがおおよそ関連があるとするならば、次にもう一つの資料とのかかわりを考えてみたい。

それは、弥曾次が安曇平でもっとも早いメソジスト派の信者だという事実である。

『松本市史』下巻(昭和8年10月5日刊)によると、松本平におけるキリスト教伝道は、明治九年に美以教会(アメリカ系メソジスト派)、十四年に天主教会、二十二年に日本基督教会、二十五年に聖公会という順に伝道をひろめたといわれる。いま、千原勝美氏のご調査による『松本美以教会歴史』(大6・5)という文献(37)により、松本から安曇にかけて、明治期のもっとも早い頃のメソジスト派の伝導状況があきらかになる。

「松本美以教会ノ開拓者長沢弥左衛門氏ハ同国松代ノ産ニシテ明治九年七月当地北深志東町ニ住居シ基督教伝道ノ発端ヲ開キタリ。其導キニヨリ若干名ノ求道者ヲ生ジタル故、翌十年宣教師コレル氏ヲ聘シ爾來荒野ヲ開拓スル事ニ決シ、翌拾壹年七月牧師トシテ川村天授氏ヲ派遣セラレ、専ラ伝道ニ従事セラルル事満弐年、拾三年度ニ於テ川村牧師ヲ転ジ、松本總吾氏後任牧師トシテ来松セリ。当時教会ハ北深志袋町角藤田千賀門氏ノ家ヲ借受熱心に伝道セラレタリ。依テ同氏ノ為ニ洗礼ヲ受ケシ者式拾人余、拾七年聯合ニ於テ松本牧師ヲ転ジ中沢一治氏後任牧師ト

シテ来松セリ。此時小柳町大久保氏ノ家ヲ借受教会トス。同氏ノ伝道ハ滿弐ケ年ニシテ拾八年度聯合ニ於テ中沢氏ハ転ジ、工藤与作氏後任牧師トシテ来松セリ。翌拾九年度聯合ニ於テ工藤氏転ジ平田平三氏後任牧師トシテ来松シ、教会ヲ新町松崎尚信ノ宅ヲ借受移転ス。弐拾壹年七月米国人宣教師エルマ氏ハ松本中学校英語教師トシテ来松シ、伝道ヲ助ケ熱心ニ尽力セラル。依テ平田氏モカヲ得、南安曇郡七日市及ビ梓村ノ式ヶ所へ講義所ヲ設ケ時々伝道ニ出張シ、又上伊那郡坂下町へ出張伝道ヲ開拓セリ。」

南筑で最初の美以教会の伝導が、明治九年松本に端を発すということからは、萩原弥曾次の入信も、これを溯ることはまずないであろうし、三川らが肺患に罹る因を成した長姉もやの離婚が十七年、さらに三川が病気に付き依頼退職をした最初が二十一年一月、穂高学校長のときである等の事項を勘案するならば、右の文中で、平田平三が南安曇郡下の梓村に講義所を設け出張伝導を開始すること、なんらかの繋がりが無いであろうか。平田平三の梓伝導の端緒が二十一年であったにしても、平田が梓村を伝導の拠点とするには、それ以前に少なくともひとり以上の信者が共鳴者が存しなければならぬであろう。三川の父弥曾次の改宗は、明治一桁ではなく十年代後半と、私は推測する所以である。

先祖伝来の位牌を焼失したり、梓川へ流したりして、はげしく入信していった弥曾次は、三十六年三月十九日七十九歳で波瀾に富んだ生涯を閉じたが、その際も遺言により、三川が中心となりキリスト教葬を梓村で行なっている。

以上が三川の私的理由、信仰の教師直弥を理解できる素地が三川にそなわっていたと考える論拠である。

こゝでもうすこし、キリスト教信仰への三川の態度、ありのままの姿を示す資料を付加しておきたい。

「キリスト教を信仰した動機はよくわからないが、あまり不運が続いたのも原因の一つであり、祖父が梓川へ先祖の位牌を流した程の信者であった事も一つと思ひます。しかし初めはなかなか、科学的の頭で信仰に入らず内村鑑三氏が浅間に来られた時、訪問して、神のある証拠を話してくれと頼んだ処、そんなら君は神の無いと曰ふ証拠を話してみろと言はれ、やうやくその道へ入ったと話した事があります。」(上原寅太郎「上原三川のこと」)⁽³⁸⁾

文中にある内村鑑三が来松したのは、明治三十四年九月二十五日⁽³⁹⁾と三十六年九月の二回あったが、三川在世中の時期とのかかわりから、浅間温泉で出会ったのは、三十四年でなかったと推測される。

三川の信仰との結びつきを家庭内の不運にみるのは、三川にもっとも身近な長子の回想だけに至当といえよう。この点について、かつて私は、「先妻を早く失い、後添いにその妹を娶るが双生女兒の難産がもとで母子ともになくなる。七才の次男をジフテリアで急死させ、さらに実父の死と、病軀三川は祈らずにいられたかったのである。深夜ひとり聖書を誦し、人寂まった後、祈禱を捧ぐ声しげしげ屋外に漏れたと、胡桃沢四沢は三川略歴稿に記している。」⁽⁴⁰⁾と書いた。

この一文の典拠とした年譜事項の主要な点を明示する。

明治20年5月22日 妻たた死去、十八歳

21年1月6日 三川病気の為穂高学校依願退職。

23年6月8日 東筑和田村の家屋火事で全焼。その跡に建てたる家も放火により後に罹災。

24年1月7日 実母そう萩原家より離婚、川船家に復帰。

3月26日 実母死去、六十歳

26年1月17日 養祖母りん死去、七十八歳

10月31日 三川病気の為上伊那高等小学校依願退職。

27年7月14日 父(伯父)川船相重死去、七十四歳

9月30日 三川病気の為和田小学校退職。上京し北里伝染病研究所に入院。

31年8月19日 妻あさ死去(東洋軒心操自薫清大姉)、二十六歳。双生

女兒(華顔嬰女・玉顔嬰女)出産後の衰弱のため。双児も7月30日、8月5日と各々死去。

34年1月20日 次男友彦ジフテリアにて和田村で急死。(眞源智澄善童子)七歳

36年3月19日 実父弥曾次梓村で死去。七十九歳、基督教葬。

37年4月27日 三川島内小学校退職。

三十一年八月、先妻につき、後妻を亡くし双生女兒をも失ったときに、三川は、尋常科三年の長男寅太郎に「坊主になる学校」をすすめたといわれる。⁽⁴¹⁾三川の衝撃がいかに大きかったが想像できるのである。

7 直弥との出会い 二

島内小学校にとり、望月直弥がいかに必須の教師であったか、三川のもう一面からの配慮は、校長三川のユニークな特徴を思わせるものである。

三川は、三十三年九月十四日、北安曇郡大町小学校で開かれた名和靖の北安昆虫講習会に、東筑から出席した三名のうち一人で、以後しばしば岐阜市京町の名和昆虫研究所へ出向いて昆虫学を修めている。そして、いくつかの昆虫学解説書を自ら書き残している。⁽⁴²⁾さらに、名和昆虫学への精進と前後して、松本人類学会を、三十三年十月十四日、東筑摩郡下の校長達と設立し、郷土の遺物、遺跡、風俗、習慣等の研究に力を入れている。

こういった三川の自然科学的な学問への意欲や、以下に述べる実学的なものへの志向は、つねに他の一面、もっとも人間的な精神や信条の教育と一体となり実践されなければならないと、三川は考えていた。三十年代の小学校教育で重要視される実学的なものや自然科学的な知識の習得に、力を入れながらも、他方、相補するものとして、人間の信条や魂に関する教育を必需なものとしたのである。

三川が直弥を求めたのはこの点にあった。

日清戦争後の教育が、教育勅語の精神を鼓吹する国家主義的傾向を強化し、修身を教科の中心に据えた「忠君愛国」のドグマ、個人よりも国家や天皇に価値を置く国家統制的な行き方に拍車をかけて

いく。三十五年十二月の教科書国定化はまさにひとつのエポックとなるものであるが、それ以前にあっては、教育の力を手掛りに、国民の意識を国家主義的関点から編成していく方針がとられている。

三十二年十二月に郡視学を集め、県知事の訓示した主な事項、就学奨励や実業教育の督励は、「国力ヲ充實シ國勢ヲ伸張スル」点にひとつの目標をおいたものであった。

明治三十年から三十五年にかけて、東筑摩郡下の小学校で主にどんなことが問題とされたか、いま手元にある「東筑摩郡小学校長会決議録」から注目すべき点を抜き出してみる。

明治三十年度

協議

- 一 理科教授細目草案再審査ニ関スル件
 - 一 郡内方言取調ニ関スル件
 - 一 小学校修身書中生徒ヲシテ暗記セシムベキ事項ノ調査ニ関スル件
 - 一 動植物標本及歴史参考品等ヲ各学校ヨリ集メ交詢会総会場へ陳列スルノ件
- 郡長訓示
- 一 女子教育ノ普及上進ニ関スル件
 - 一 郡視学ヨリノ注意事項
 - 一 裁縫専修科設置願ニハ毎週二時間以上ノ修身科ヲ加フベキノ件
 - 一 女子教育ノ一層普及ヲハカルベキノ件
 - 一 児童ノ正月遊中弊害アルモノノ取締ニ関スル件
 - 一 郡内各小学校教育ノ状況ニ関スル件

。この年の決議事項十八項目、建議一項目、郡長訓示一項目、郡視

学ヨリノ注意事項十二項目中、女子教育の普及強化と学校教育中で
の修身科重視の二点が目立つことである。

明治三十一年度

諮問

一 小学校基本財産増殖ノ方法如何

協議

一 小学校生徒心得ノ成条ヲ設クル件

一 生徒品行ヲ査定スル方法

一 各小学校長ハ学区内地図ヲ製シ之ヲ秋季校長会ニ提出シ本会ハ之ヲ統

一 シテ全郡地図ヲ製シ郷土地理教授ノ用ニ供スル件

一 小学校生徒ニ賞品ヲ与フルコトヲ廃スルノ件、但賞牌賞状ハ此限ニ非

ズ

郡視学ヨリノ注意事項

一 三十二年度ヨリ郡事業トシテ農学者ヲ備聘スルコトトナリタルヲ以テ

一 教育者ハ之ト気脈ヲ通シテ実業教育ノ發達ヲ希図スヘキコト

。諮問二項目、協議十五項目、郡視学ヨリノ注意事項八項目中、学
校財産増殖や小学生の心得、品行を問うこと等と並んで、地域内の
実業教育を小学校教師は振興させるようにつとめよと奨励されてい
る。

明治三十二年度

諮問

一 前回諮問ノ小学校基本財産蓄積方法調査ノ件

協議

一 小学校生徒心得ノ成条ヲ設クル件(前回ヨリ継続)

一 裁縫専修科ニ染織科ヲ加設スルノ件
一 修身書調査ニ関スル件

建議

一 郡費ヲ以テ本郡ニ教育品研究所ヲ設クヘキコトヲ郡長ニ建議スルコト

郡長訓示

一 小学校教員風紀ニ関スル件

一 実業教育施設方案ニ関スル件

。諮問二項目、協議八項目、建議三項目、郡長訓示二項目、郡視学
ヨリノ注意事項二項目中、本年は前年度よりも一段と実業的教育を
すすめる具体策が論議され出した点、注目される。

明治三十三年度

協議

一 学校家庭一致シテ生徒訓育ノ効力アラシムル方法

一 一般人民ヲシテ教育思想ニ富マシムル手段如何

一 実業教育施設ニ関スル方案

一 実業教員養成ニ関スル件

一 実業ヲ高等小学校及高等小学尋常小学校ノ補習科ヘ加設スル場合ニ於

ケル学科ノ程度乃時間配当調査ノ件

一 裁縫専修科ノ処置ニ関スル方案

郡視学ヨリノ注意事項

一 小学校舎設備完成ニ関スル件

一 来学年ヨリ三学級ニツキ必ス一人ノ正教員ヲ置クヘキコト

。協議二十項目、建議四項目、郡長訓示二項目、郡視学ヨリノ注意
事項八項目、諮問二項目、報告一項目、農業教育、商業教育、裁縫

専修科教育の充實をはかる方向はますます重視されるなかで、本年度は学校と家庭、郷村人民をして、生徒訓育のために、いかに教育思想に理解を深めさせるかが問題となっている。

明治三十四年度

諮問

一 将来本郡ニ於テ普及発達セシムヘキ実業教育ノ種類及其方法如何且本年冬期ヨリ郡内各町村ニ於テ農業若クハ商業ニ関スル簡易ナル実業教育施設ノ方案如何

一 昨年中本郡ニ於テ農業及ヒ商業教員養成講習会開設ノ結果トシテ小学校教育ニ及シタル影響如何

協議

一 女子補習読本検閲ニ関スル件

一 公德養成ニツキ訓練上注意スヘキ要件

一 歴史教授細目ニ関スル件

一 地理歴史理科ノ新定教科書調査及ヒ教授細目編成ニ関スル件

建議

一 郡費ヲ以テ教育品展覧会ヲ開設セラレンコトヲ郡長ニ建議スル件

一 実業補習学校設置奨励ノタメ郡費ノ補助ヲ与ヘラレンコトヲ建議スルノ件

・ 諮問五項目、協議十五項目、建議二項目。実業教育が実現可能な方法で実施され出すとともに、来年度教科書の国定化にむけて、地理、歴史、理科の新定教科書の調査が行われる。

明治三十五年度

諮問

一 実業補習学校ノ状況如何未設置ノ町村ニアリテハ施設ニ関スル意見如何

協議

一 日用簿記ヲ教科ニ加フルノ件

一 綴リ方ニ於ケル仮字遣及ヒ文体ニ関スル件

一 話方教授ニ於ケル適當ナル方法及ヒ材料如何

一 校長カ親シク全校児童ヲ訓練スルノ方法

一 地方民俗旧慣中ニテ教育ノ障害トナルモノ取調ノ件

一 国民教科教材ノ選ヒ方及ヒ配列

一 婦人会ノ方法及ヒ事業

一 秀才教育ノ方法如何

一 社会主義及ヒ社会問題ニ対スル教育者ノ態度如何

郡視学ヨリノ注意事項

一 各種学校並ニ実業補習学校ニ於テ雇教員ヲ認ムル能ハサルコト

一 郡内教員ノ取遣ハ双方ノ合意ヲ基トシ郡長ニ於テ決定スル定メナルニ

往々ニ此例ヲ履マサル嫌ヒアルコト

一 僻遠ノ地ハ誰モ就職ヲ望マサルハ人情ノ自然ナレトモ郡長カ一旦配置

シタルモノ忽チ他ニ転任スルカ如キハ郡内平均ノ発達上ニ於テ甚タ不

都合ナレハ各学校校長ニ於テ注意セラレタキコト

一 交詢会支会員カ職務上ノ打合せト称シン学校ヲ休ミテ会合スルカ如キハ

不都合ナレハ十分取締ルヘシト其筋ヨリ注意セラレタレハ爾後予メ相

当ノ規定ヲ設ケ郡長ノ承認ヲ経テ公然開クトスヘキコト

一 職務外ノコトナレトモ愛国婦人会ニ付キテハ奨励ヲ依頼サレ居レハコ

レモ相応ノ尽力ニ預リタキコト

・ 諮問十四項目、協議二十五項目、建議五項目、郡視学ヨリノ注意事項二十九項目。

本年度に入り、決議事項がにわか増加し、それも教育の管理統制的なことが目立ってきたことは、大いに注意すべき点である。

それと同時に社会主義や社会問題に関して教育者のとるべき態度が問題とされたり、教員異動や教員の自主会合で従来暗黙の了解事項が乱されるなど日露戦役に向けて、教育界の国家統制がしだいに強化されるさまが、東筑摩郡下の校長会の動きにもはっきりとよみとれる。交詢会の教員活動には枷をはめながら、愛国婦人会へは「相応ノ尽力」をせよという論法は、端的に、それを物語るものである。

以上のように、学校内においては修身科を教科の中心に位置付け児童生徒を国家の要請にしたがって訓育すると同時に、小学校教員は一郷教育の上進普及を謀ることに執掌せよと学齡児童の就学勸奨、教育懇話会の設置、青年夜学会や愛国婦人会などの育成、農業、商業、さらに女子実務教育の徹底など、総じて「忠君愛国」の精神教育と、日常生活の改善に即刻直結する実業教育という二本の柱がうちたてられている。

8 山本一蔵(銅山)

校長三川の島内での教育実践も、けっしてこの大枠からはみ出ず、あるいは上からの要請を撥ね除けて、別の教育理念に基づいた実践を施すといった類のものではない。むしろ一見するところ、忠実な教育遵奉者であり、理屈よりも実践を尊しとする寡黙な追従家に見える。が、内実は、結果として、たとえば山本一蔵(銅山)に

みるような、明治三十四年代の教育や政治や社会に、人間的な眼をもって本質的な問題をつきつけることができる青年を生んでいるのである。一蔵はたしかに一つの特例であり、いつの時代にも存在するアウトサイダーの哲学学徒かもしれない。特殊をもって普遍化しようとするのは、誤謬であろう。しかし、教育にあっては、一つの特殊を生むことは、それに準じた多くの可能性が存することであり、それだけの精神の余裕、寛容の美德、大愛のところが大切な価値として守られていたことを意味する。

一蔵の松本中学五年の日記(明治42・1・8)には、三川の忌日を記念に三川追悼の二十五日会を組織したとあり、友人川船摸宛書簡に「来る廿五日は上原三川先生の忌日だ。先生を思うて無限の感に堪へない」と記している。

私は三川の島内時代をふりかえって、三川の間味をもっとも純朴に受けとめたのが山本一蔵であり、三川がおのれの分身として、信賴したのが望月直弥だと考える。

一蔵が母ハナにつれられて、亡父河野幾蔵の生家島内村犬飼新田に落ちついたのが尋常科二年八才のときであり、それはちょうど三川が東京から帰郷し島内へ赴任した年にあたる。高等科を卒える三十七年三月には、三川も島内を退職している。一蔵こそ、三川校長の島内時代をもっともよく知る申し子のような生徒といえよう。

『銅山遺稿』(金子筑水序、深沢白人編、大正三年六月刊)を繙

くと、一蔵の二十四歳の苦悶にみちた生涯に交わった師友、知人への愛憎や褒貶のことばがとびかい、一蔵に決定的な影響を与えた恩師直弥に対してさえ、後年批判の言辞を書きつらねている。

その中で、三川への敬慕の念だけは、一筋の清冽なながれとしてとぎれることがない。小学校の校長がひとりの生徒から、のちのちまでこれほど慕われるというのは、稀有なことといつてよい。三川は、島内を退いた三年後、一蔵が中学三年の、明治四十年六月二十五日に病没している。

ところで、先の川船摸死書簡中の「無限の感」とはなんであろうか。

「飼山遺稿」の四十一年十二月二十七日の日記では、木下尚江の「墓地」の感想を記しながら、社会の革命か、自己の革命か、いずれがまず必須か悩んで、友人香津英治の忠告を引いた後で「無限の感慨」なる語を書いている。このようである。

「香津君曰く『君が社会の為に革命を絶叫して牢獄に投せられる如きものは、君の為にはむしろ易々たる事である、予は君に望む、願わくば君が革命を絶叫するの熱情を暫く抑えて退いて自己を顧み人生の根底に横される根本問題を解決せん為に畢生の力を尽されん事を』と、ああ愛する友よ、懇篤なる忠言痛切に予の胸を打ちて真に無限の感慨を禁じ得ない、進んで絶叫せんか、退いて自己を顧んか、予は常に此の二問題の為に胸裂かるる如き苦痛を覚えるのである。』」

信仰への懷疑から、社会主義へところが動いている折の煩悶である。が、これは、秋山清氏の指摘のように、「一種の感傷であり、

青春的情熱にすぎない」「もつとも清純な悩み⁽⁴⁴⁾」かもしれない。いざれとみるとも、こゝでいう「無限の感慨」とは、煩悶や「もつとも清純な悩み」をさらに大きく包含する誠実な友情の謂である。傷つきやすい、感傷家一蔵はときに傲慢とも自尊心⁽⁴⁵⁾も宣伝者とも知友からみられたが、彼自身、おのれのそのような性癖にもつとも傷ついていたのである。一蔵の中で性来欠損してしまった部分、それだけのおれとは対極的なものとしてつねにこころの底では求めつづけているもの。「無限の感」といふ「無限の感慨」といふ、そのような感動の対象になる感情は、精神の余裕であり寛容の美德であり、大愛のころ、あるいは誠実といつてもよく、彼が希求しつづけていた人生の価値そのものである。

藤田美実氏が「一蔵の生涯は望月直弥に対する離反と還帰の歴史であった⁽⁴⁶⁾」といわれたが、直弥に対する一蔵の感情は、三川にいた「無限の感」とは、また異つたものである。学級担任と生徒という、肌触れ合う身近な師弟のかかわりは、当然、親密な交流が予測されようが、直弥と一蔵とは、平凡な師弟の関を超えた、信仰に生きる友愛が、あるときには熱く、またときには、淡々と結ばれている。

「△望月直弥先生より端書来る。『先年兄が熱血を込められたる長翰を賜はりし際、予は「他年必ず兄が異なるる感慨を以て主に来るべきを信じ且つ熱祈する」旨を答へたることありしを忘れず果然先夜寛大飼兄来訪せられ大兄の近情を聞くを得て予は無限の感謝と深甚の歡喜とを以て益々至上者の恩寵大兄の御上に豊かならんことを熱祈するを禁ずる能は

「予は今後一層深く兄の爲めに祈るべし、アーメン、一千九百十二年一月十五日午前認」。予は遙かに北の空を仰いで満空の熱誠を以て我が旧師の熱祈に感謝せんのみ。予が如何なる点まで旧師と信仰を共にし得るや否や、それは唯上帝の知る所、人智の小を用ふべからざる也。」(一月十六日)

一蔵にとり、直弥との邂逅は、運命とでもいうより外ないものである。早稲田の哲学科在学中、前の手紙と同じ四十五年の七月七日、夏休みに帰省した一蔵は、直弥を訪問する、その日の日記に、次のように書いている。

「△不図望月直弥先生を訪うて見たくなって、大飼君を訪ふて共に行く、奈良井の清流に臨んだ涼しい構へ、——昔、聖書の講義を初めて先生の口から聞いた所、後には上原三川先生が住んで居て其の髭のある口から俳句の話など聞いた家——まだ社会主義を知らなかった純粹の基督教信者たりし時代の自身を我ながら愛らしく思ふ、然し昔の純白なる我も今日の呪咀の子たる我も畢竟是れ境遇の然らしめし所である。境遇論者たり運命論者たる我はどうしても社会主義に來らざるを得ない、十時半頃まで河瀬の音を聞きながら語った、先生の純基督教と予の純社会主義との間には越え難き鴻溝があるけれども、尚ほ何処か共鳴する所のあるを思ふて何とも云へぬ嚴肅な感に打たれた。」

四十四年十二月から大正二年一月まで、人妻Tとの失恋問題をばさんで、信仰と社会主義との間をばげしく動揺している。直弥訪問は、その社会主義への傾倒が再燃しだした頃のことである。大杉栄や石川三四郎と交わり、幸徳秋水の社会主義へばげしく傾いて、直弥からもっとも遠い地点をさまよっていたときでも、なお一蔵の中

には、直弥と共鳴するところがあった。

島内での直弥と一蔵の出会いを、先に私は運命とでもいうべきものと書いたが、直弥には、そのような思いに青年をひき込む不思議な魅力があった。小説「仮寓」に信仰の教師大月先生として直弥を描き、直弥の影響で、ついには研成義塾に学ぶ、北安曇郡常盤村の太田喜代松もまた、ひとりの山本一蔵であったとみることができよう。

9 島内での日常

三川の島内での修養団体島内青年会や改良会さらにその理念の継承である四五会⁽⁴⁹⁾などの実践活動は、直弥や中条新平(あるいは中条藤四郎か、島内小教員)という個性的な指導者により、お仕着せの「忠君愛国」精神や当座の実業速成教育をつき破って、もっと先に在る真人間の生き方や信仰、信条、愛、友情、協和、職業倫理等等、自分達の力によって、ものごとの本質を見ぬこうとする姿勢が培われていった。

三川や直弥による島内禁酒会は、東穂高禁酒会を手近なモデルとし、交流をもっていることが知られている。

「島内宮下喜門君、島内禁酒禁煙会を代表して同会の模様を報告せられ、尚同会を起すの困難及び同君着用禁酒禁煙表白の羽織の紋を示され、熱心なる演説をせられた。」⁽⁵⁰⁾

直弥を通して、あるいは三川を通して、穂高における井口喜源治

の禁酒会や研成義塾でのキリスト教的な人格教育は、島内の地にあらたな芽を吹き、島内禁酒会は四五会となり、外見はかわっても脈と生きつづけた。

のちに大正十年、島内小学校の校長となる手塚縫蔵や島内出身の胡桃沢勘内、望月光男、小原福治その他、無名の村人達までも含めて島内文化というものがあるいは想定可能なほど、清新進取の氣に富んだ村風の基を、三川の時代につくり出したのである。

望月直弥が結婚したのは、島内へ赴任した年である。三川はその祝いに子規から貰った記念の短冊「鶴の首のどかにかめの首暖かに」を贈っている。この三十四年の「教育費賄料」（島内村公文編教育旅費）資料でみると、四月から九月まで、一夜四銭で半年間通して宿直をやっている。十月以降は三月まで横山又倍が後半の半年を行なっているから、あるいは代用教員が泊ったものかもしれないが、六か月間通して毎日宿直をやりぬく熱心さは見事なものである。

「教室で内村先生の愛吟詩集をよんできかせ、黒板に新しい短歌など書いて説明し、綴方は自由に書くものだとする。また修身の時間にはワシントンやリンコルの話を連続話してくれて人格の向上ということを説いた。理科の時間には酒と煙草の害について口述してノートをとらせ、純潔ということについて意見をのべたり、救世軍の「時の声」を貸し与えたりした。」⁽⁵¹⁾

このような授業がいかに斬新潑刺たるものか、その情景が目につかぶ。救世軍に関して、のちに明治四十年四月、三川が東京本所区

茅場町三丁目十八番地伊藤幸次郎（左千夫）方に寄寓していた胡桃沢勘内宛に出した一葉のハガキがある。

「御上京の段御うらやましき限りに御座候。世界の志仏人救世軍の総督ブース大將十七日入京十八日には東京座にて講演致す候由千載の一遇と可申、是非御参会を祈候、伊藤先生へ可然御□□願上候 匆々」

というもので、救世軍へ三川がこのような関心をいだいていたのを知ると、すでに島内時代に直弥らと、話題にしたこともあったと、想像することもできよう。

内村鑑三に私淑した直弥は、三十六年、折から政府の日露戦役に つながる方策を批判し、反戦的な言動は、「露探」のうわさを立てられ父兄の間に物議をかもすことがあったが、三川は一切を自分のもとにとどめ、直弥の教育には一言も口をさしはさむことがなかったといわれる。また直弥の聖書講読会に、三川は息子の寅太郎をかならず出席させた。⁽⁵²⁾

三川にとり直弥こそ、島内に清廉で進取な氣風を醸成したいというおのれの理想を実現するために、ぜひとも必要な人物であった。直弥もよく、三川の期待にこたえている。以前の学校でのような同僚との軋轢もなく、互に信頼し合いながら、ひとつとなつて島内の校風をつくっていったと推測される。

10 代教解免の背景

このような三川と直弥との深い連繫も、間もなくくずれるときが

くる。日露戦争完遂のため、三十七年度は教育費を三割方削減せよという知事の指令が出る。そのためには、教育予算の八割近くを占めている人件費を削る以外にない。各村、各校とも代用教員の解免問題が起こるのである。

島内においては、三十七年三月二十日の村議会で、小学校教員俸給義務額超過支出廃止に関する件が議決された。

村立島内尋常高等小学校教員俸給尋常科及高等科共義務超過支出ヲ廃止ス

説明

従来本村尋常高等小学校ニ於テハ卅年勅令第二号第二条第二項ニ依リ義務額ヲ超ヘ俸給ノ支出ヲナン来リタルモ目下軍国多事ノ時ニ於テ經費ノ節減ヲ要スルヲ以テ右義務額超過支出ヲ廃止セント

明治三十七年三月廿日提出

同日 議決

島内村長 浜 堯吾

そこで、三十七年度は、前年度に比べて教育予算が二八四八円から一七七九円に三割七分減額される。当時、島内では全教員十二名中六名が代用教員で、代用教員俸給総額は前年度八五〇円から三四八円に五割五分減額と縮小せざるを得なくなる。

このために直弥は三十七年三月末で、島内を去ることになったのである。この代教解免問題で、三川とときの郡視学白井毅との間に意見の衝突があったもよう、高俸を得ていた直弥の処遇をどうするかが問題となったと思われる。あるいは、直弥の教師としての姿

勢が問われることもあったかもしれない。

もっとも、白井のやり方に対する批判は、当時、東筑全般の世論としてあったようだ。松本地方の日刊紙「信濃日報」に「奇怪なる教育界」(53)と題し、松本尋常高等小学校が教員不足のために二部授業をせざるを得ない現状をあげ、郡視学の方針を次のように批判するのである。

「我松本小学校は由来五十有九の学級と五十有九の教員とを以て組織せられたる全国無双の大規模を有する者也。然るに今や当局者漫りに日露の戦争に藉口して代用教員を解免したるの結果は、殆んど一教員を以て両学級を担任せざる可からざるに至りぬ。豈に是れ到底人力の及ぶ所ならんや。松本小学校が本月一日を以て授業の開始を行ひたるに係らず其任務を果すを得ず、空しく多数の児童をして竹棒石片、運動場を縦走横行し、貴重なる光陰を遺過せしむるは固より其所也と為す。蓋し聞く、我東筑摩郡の各町村をして本年度の予算案を再議せしむるや、命ずるに三割の教育費削減を以てし、併せて亦た總ての代用教員なる者を解免し、予算の更正を得て更に其能を抜擢し欠に補するの旨を以てしたりと、此に於て乎我松本町は最も敏速に此命令を遵行して直に予算を更正し、直に代用教員を解免したりき。何事ぞ、郡衙妄りに未だ郡下の村落中予算の更正完了せざる者あるに藉口し、同日同時補欠教員を任命するの旨を述べ、已に予算の更正を了したる我松本町の如きに対してすら其任命を遅延せんとは、此くの如くにして人の子たる可憐の児童をして空しく五日十日の光陰を消費せしむ、嗚呼是れ誰れの罪ぞや曰く、郡視学の罪也、郡視学俗吏固有の杓子定規的打算は延ひて而して此巨禍を求めたる也。吾人は我代用教員を黜免するに当て、先づ有害無用の一小吏視学なる者を退治せざる可からず。」

さらに翌日の日報では「教育監督権の妄用」の題に「無能なる郡視学」と副題を付して激烈に白井批判が展開される。

「松本小学校が酷烈なる教員の罷免に逢着して、幾千の子女に対する教授を実行し得ざる新学年の現状は之を前号に陳説したり、然れども是れ独り松本小学校のみに関する事に非ず、条理を解せざる郡視学の監督を受くる各小学校は之れと同一の極端を被むらざる可からず、故に予は之を軽視するの寛裕を有せず、其の教育監督権を妄用するに疑あり、併せて郡視学なる者の無能を覚知す」

ここに、代教解免による戦時体制下の教育界の混乱の一端を白井の責任とみる見方が出されている。

三川と白井とのかかわりは以下に触れるような風説はあるものゝいまだ不明の点が残る。しかし、これら一連のことが要因となったのか、三十七年十一月十二日には、白井毅は文官分限令第十一条第一項四号により休職となり長野県を去っている。

白川毅が能勢采の推挙により長野県一等訓導南安曇郡小学督業となつて東京師範学校附属小学校訓導から転じてきたのは明治十七年八月であつた。「改正教授術」(若林虎三郎と共著)の著者として知られる白井は、その頃、すでに開発主義の教育理論の実践家であり、手の督業である。すでに触れた通り、三川が南安曇郡村立細萱学校訓導となつたのが十七年三月、穂高学校へ転じたのが同年七月であり、白井とはこの時以来、二十年にわたる面識をもつた仲である。

「白井毅といふ人は南安曇各学校の督業として穂高清瀬屋前に一戸を借

りて住せることあり。当時寄藤、上原両先生は各穂高の校長なりしかと思ふ。白井は当時村人等異様に思へる肉食を常になし一日市場辺の学校生徒の中より見出でて拉し来れる少女を妻として同棲せり。常に顔を泣き腫らして朝戸繰るさまを人々いたまじと見つゝ、口さがなきことも話し合へり。斯かる人物と上原先生との間のうまくゆく道理なし。後年高士三川俗吏白井に職を劔がるゝの悪因縁は当時に胚胎せりといふ。」
(上条助市談)

これはひとつの流言であり、証するに足る根拠をもたない。たゞ前述の「信濃日報」記事や三川退職時期とあわせて、すでにこのようなうわさが巷間に在したことはたしかなところで、すぐれた教育理論家であつた白井毅の能吏ゆえに蒙つた反面の人物評である。

三川が島内小学校を退職するのも、直弥と同じときである。退職にあたり書いた履歴書に、退職事由は病氣につき退職を命ぜらるゝと書いて抹消し、小学校令施行規則第二百二十六条第二号前段により退職となつている。

真相はかならずしも宿痾の肺結核のためばかりとはいえない面がある。それは、三十六年度末で、三川とともにほとんどの教師が退き、三十七年には、教員不足、校長不在(首席訓導小口幸一があたり)のまま、学級を合併しかろうじて運営がなされているからだ。そしてさらに、三十八年度赴任した校長に関しては、二年後に、次のような陳情書が村長宛出されている。

陳情書

佐藤種次郎氏ノ品性素行が本村小学校校長トシテ不適任者ト認メラレ候

ニ付此際良校長ト交迭相成候様御申請被成下度此段連署ヲ以テ奉陳情候也

東筑摩郡島内村父兄惣代

明治四十年二月十五日

三沢啓一郎
高山右門二
三沢高三郎
高山金太郎
高山 多十
高山 仙弥
高山要次郎
高山佐四郎
高山悦次郎
三沢佐次郎
三沢磯次郎
三沢 重治
平畑伊左衛
中島 周作
丸山 銀十

東筑摩郡島内村長 浜巻吾殿

これは、新校長への不信任という面もさることながら、めざめた住民の、前任三川校長時代の教育を是とする端的な意志表示といえないだろうか。

「社会の発展はタブー或は偶像清掃の過程である。市民社会の形成期にリアリズムはこの清掃の役割を果たした。日本の眼にはその様な光があった。」(小原元亨)

山本一蔵の師三川や直弥もまた、信念や信条をもって生きるなかで、ものごとをリアルに見透す眼をもった教師であった。「高風百歳、爰有斯人」(三川上原先生懷德碑銘)とは、三川とともに島内の教育に携わった無名の教師ひとりひとりのひそかな矜持を三川上原良三郎が代表したものと見えよう。

△註▽

五、教育者としての一面

1 「獎匡社結成の発端は、十二年十一月二十日夜、上条燈司、市川量造、三上忠貞が、南安曇郡東穂高村の松沢宅で、「世事ヲ談シ人民結合力ノ緊要ヲ話シ遂ニ一社ヲ設立スル事ニ決」したときにおかれる。この結社は、「民権ヲ伸暢」することを、その目的とするものであった。」(上条宏之「地方自由民権運動結社の組織過程とその背景——松本獎匡社の場合」信濃第十三巻5号)

なお、師範卒十二年四月組の中で獎匡社のメンバーに加わっていないのは、浜、小松、田中の三名だけかといわれる。(信大教育学部千原勝美氏のご教示による)

- 2 「自由民権運動研究に関するノオト——松本獎匡社を例として——」(信濃第十一巻2号)および上掲論文。
- 3 上原邦一「民権思潮と教師」(信濃教育第九四八号)
- 4 『月桂新誌』(復刻版) P 55
- 5 『信州大学教育学部九十年史』 P 73
- 6 このところの記事は『長野県政史』第一巻、三、自由民権運動と教育行政 P 279を参照する。
- 7 有賀義人『信州の国会開設請願者上条燈司の自由民権運動とその背景』
- 8 『長野県政史』第一巻、三、自由民権運動と教育行政 P 279

- 他に友愛社については、中島博昭著『鋤鉞の民権―松沢求策の生涯』中に沢柳真植を中心に次のような記述があり、参考になる。
- 「〔沢柳真植は〕同僚の下条貞庵などと「友愛社」となつけた結社を組織、討論、演説などの集会を開いたのは明治十二年もおしまつた暮のこと。会員は二十五、六人であつたものが四十、そして五十余人と増加した。土曜、日曜日に穂高・保等・等々力の三校で開かれる集会には、山地豊治、臼井喜代などや授業生の寄藤好美、下条貞庵などと共に沢柳も参加し、論客として注目を集めていた。松沢求策の構想どおり、豪農と教師とがみごとに手をくみ、いわば統一戦線を実現させたのである。沢柳は豪農青柳庫蔵に頼まれ細字で友愛社社則十数枚を書き、その教養を地域の発展のために役立てている。なお沢柳は同郷出身で新宿中村屋の当主となる相馬愛蔵や郷里にキリスト教に根ざした私塾（研成義塾）を創立する井口喜源治などを教え、かれら教えるのその後の活動の相談にもものつていく。」(P.116)
- 9 胡桃沢勘内「上原三郎先生」(信濃教育会編『教育功勞者列伝』昭和十年六月刊) P.226およびP.230
- 10 矢ヶ崎奇峰「上原三川のことども」(『奇峰文集』) P.525
- 11 小原伝利「三川先生の思ひ出」による。
- 12 鷲峯逸士「雑感隨筆」(信濃教育会雑誌百三十号)
- 13 上条宏之八註1Vの前掲論文
- 14 なお文中に引用されている上条四郎五郎の意見とは、奨匡社にいかにも多くの同志を結集させるかに関して、上条が奨匡社の幹部中田貢・市川量造・橋爪多門・金井潭・松沢求策らにあてた明治十三年二月四日付の手紙の一節である。
- 15 田中伴吉の回想は、長野師範創立七十周年記念号「御楯」に掲載されたもの。『信州大学教育学部九十年史』より引用。
- 16 能勢栄の赴任および教授法にかんしては、註14に上掲した「信州大学教育学部九十年史」P.78～79。および駒込幸典「能勢栄」(『信州の教師像』)による。
- 17 山本健吉「高浜虚子」(現代日本文学全集解説)による。本解説は、『昭和俳句』(角川新書)中の「高浜虚子その二」P.178～180に収録。
- 18 胡桃沢四沢「三川先生」(松本中学校『校友』第二十五号)
- 19 「信濃教育」第一〇七六号「教育者としての三川上原三郎―島内小学校時代を中心に―」をさらに補訂して、私は『夢の像―俳人論』(高文堂出版社)中の、「上原三川論」に収めた。「信濃教育」誌では除いた資料を、通読の便に障らない程度に補ったものである。
- 20 深山軒とは荻原守衛(碌山)が上京後明治女学校の校地の林中に、岩本善治の好意で建てた小屋である。上京した井口は、そこに泊って守衛と語り合った。今回の井口の上京は内村鑑三の夏季講談会の聴講が目当てだった。
- 21 仁科惇『碌山荻原守衛』P.74
- 22 仁科前著、図5書簡例その二参照。
- 23 「松本平におけるキリスト教―井口喜源治と研成義塾の資料年表」(同志社大学人文科学研究所) P.8参照
- 24 相馬黒光『黙後篇 穂高高原』
- 25 「但し小弟未だ神の存在を見留めしには無之、元より研究もなさざる中にとめ得る苦も無之候」(井口喜源治宛、明治30年1月30日在長野町書簡)
- 26 明治29年10月4日長野朝日町小林こう方講習会員寄宿所楼上にて認む東山大兄 望月直弥書簡の一節
- 27 註22同書 P.37
- 28 明治33年9月16日東山井口兄宛、松本村小学校在、希望ある罪人玉碎子書簡の一節

- 29 平林一「小説『仮寓』について」(「松本平におけるキリスト教」井口喜源治と研成義塾の資料年表」P.178)
- 30 明治32年2月26日東山大兄、愚弟玉碎子、北城在の書簡の一節
註22同書P.58
- 31 註22同書P.62
- 32 註22同書P.62
- 33 明治32年新条約実施当日後六日、杭瀬下学校職員室机上にて、東山井口大兄宛、愚弟玉碎生直弥書簡の一節
- 34 明治33年6月25日夜九時に二十二分前、松本大名町下宿楼上に認め、両刀井口賢兄宛、玉碎子書簡の一節
- 35 望月直弥のご子女青木民子氏談
註18と同じ。たゞし、公的社会的な一面からの考察は、今回はじめて詳述したもの。
- 36 37 千原勝美「木下尚江と松本美以教会」(信州大学教育学部松本分校国語科研究会々誌十号、昭和36年3月)によると、美以教会に関する唯一の資料『松本美以教会歴史』(大6・5)から、明治二十三年教会新築までの状況が紹介されている。P.59
- 38 これは、昭和22年6月29日松本公民館で、主催松本市、山霧俳句会により、上原三川四十年忌を記念し中信俳句大会がもたれたことがある。そのときに遺族として、三川の長男寅太郎氏が「上原三川のこと」と題し講演をしたもの。封紙八枚の講演草稿が残存。引用はそれに拠る。
- なお参考までに当日の会次第を記しておく。
- 上原三川四十年忌を記念し中信俳句大会開催 富安風生氏出席。
昭和22年6月29日午後一時より、松本公民館 出句五句
同日同会場 午後七時より
- 1 上原三川のこと 遺族 上原寅太郎
2 現代俳句の芸術性 俳人 南 仙 臥
- 3 俳趣味 石井 柏亭
4 未題 富安 風生
- 39 主催 松本市・山霧俳句会
「34・9・21 内村先生を西条に迎ふ。二十二日、三日、四日先生の講演を義塾に聞く。二十五日先生の松本行を送る。」(井口喜源治『備忘録第一』)
- 40 「36・9 内村先生来らる。二日義塾に於て講演せらる。」(同)
- 41 拙著『夢の像―俳人論』所収「上原三川論」P.218、219
註38と同じ。
- 42 「名和昆虫研究所害虫標本目録附解説」「同益虫標本目録附解説」「テントームシの話」「普通昆虫百種」「昆虫の話」の五種。この点への考究は次項で行なう。
- 43 松本人類学会は、信州の遺物遺跡風俗習慣等を研究し、東京人類学会と気脈を通じ人類学の進歩発達を謀るを目的とするもの。「人類学研究材料としての古物遺跡」(「信濃教育会雑誌」百二十二号)などを書き早くから人類学普及に力を尽くしている坪井正五郎が三十三年八月五日東筑摩郡交詢会主催の夏期講習会に招かれ、「会員一七九名に達し、内東筑より出席せしもの一六九名他郡より来りしもの十六名あり、坪井博士の人類学耳新しき講述も多かりし」(「信濃教育会雑誌」百六十七号)と盛会であったことなどが契機となり設立された。創設会員は三川の他に、洞沢諫吉、寄藤好美、三村寿八郎、三井弥太郎、白井毅など十四人の郡下の校長達と郡視学。
- 44 秋山清「明治末の青春像山本飼山」(「Books 一四〇号」) P.10
若月作市「エヴァンジェリストの死」(「飼山遺稿」) P.312
- 45 藤田美実「彷徨の軌跡・山本飼山」(「展望」昭和46年6月号) P.190
- 46 『飼山遺稿』(一千九百二十二年一月十六日の日記) P.76
- 47 前註47 P.116

49 「島内禁酒会も発展的に解消して「島内四五会」という新しい青年組織として発足しました。明治四十五年に創立したので四五会といったのです。これは後の青年会の前駆をなすもので統制されたものでなく自由に自主的に結成された会でした。この四五会には各部落粒よりの優秀な青年が参加し三川や直弥の人格的影響も受け人間的な深いつながりの上に互に兄弟や親類以上の親密な友情をもって交り終生交るることがなかったすばらしい会でした。」(川船秀人「島内四五会と望月直弥」島内公民館報 昭和49年5月30日)

50 東穂高禁酒会記録、明治38・12・20満拾四周年記念会、P 62

51 註44「田川季彦談」引用P 6〜7

52 「父が校長時代下に居った望月といふ先生の集りに行けとの事で、数回行ききました。行かなければ家に置かないとまで云はれました。然し私はキリスト教信者にはなれませんでした。」(上原寅太郎「上原三川のこと」)

53 「信濃日報」明治37年4月5日社説

54 小原元亨「傷付ける青春山本飼山について」(松本深志高等学校「校友」9号) P 83。この一文は高校の校内誌にかかれ、人目に触れることも少なかったと思われるが、早くに飼山を評価したすぐれた評論である。

。本稿をなすにあたり、次の方々のお世話になった。お名前を記し深謝いたしたい。

胡桃沢友男 千原勝美 横内三直 伴野敏一 藤岡筑邸 鎌倉通敏
川船秀人 松本市島内支所

(補註) 三九郎のうた(旧)

弁慶坊弁慶坊、はじめて都へのぼる時、窓から毛まらをつん出して、隣のおかめに見つかって、ねったりすったりおがんだり、

三九郎三九郎、かかあのべつちようなんちようなア、まありまありに毛が生えて、中アちよつとちよぼくんだア、

おらが隣のちよこ婆さ、焼餅ヨ焼くとて、手を焼いて、その手でお釈迦の団子こねて、お釈迦臭いとて、取って投げた、

三九郎のうた

上原三川 作

三九郎三九郎

名も面白の三九郎は

どんど左義長など言うて

年の始の御祝いに

飾り立てたる松竹や

注連やら藁やら集め来て

一所に焼いてしまうのよ

サアサドンドと焼いてしまへ

我等は学校を掃り来て

股引はいて草鞋がけ

雪が降ろうが何のその

風が吹こうが何のその

村中よせてかけ廻り

山の如くに積みあげて

一度に焼いてしまうのよ

サアサドンドと焼いてしまえ

じいさんばあさん孫つれて

おじさんおばさんみなお出で

次郎も太郎も早く来い

我等はどんどと火を焚いて

大勢来るのを待っている

皆々揃って早く来い

揃って団子を焼きに来い

サアサ団子を焼きに来い